

奈良県安全で安心して暮らせる
まちづくりの推進計画

平成22年12月

奈良県

目 次

第1	奈良県安全で安心して暮らせるまちづくりの推進計画の基本的事項	1
1	策定の趣旨	1
2	推進計画の位置づけ	1
3	推進計画の目標	1
4	推進計画の基本理念	2
5	県の責務	2
6	市町村の役割	2
7	県民等の役割	2
8	推進計画の期間	2
第2	現状	3
1	犯罪の認知状況	3
(1)	刑法犯認知件数と指数の推移	3
(2)	都道府県別刑法犯の犯罪率	5
(3)	包括罪種別認知件数の推移	5
(4)	自主的な防犯対策によりほとんどの被害が防げる犯罪の認知状況	6
(5)	市町村別の犯罪認知状況	11
2	県民の意識	16
(1)	「治安の維持」に対する重要度・満足度	16
(2)	地域で重要だと思う防犯対策	17
(3)	自治会の現在の主な協働事業と今後取り組みたい協働事業	17
(4)	地域で取り組んでいる防犯活動	18
3	自主防犯活動団体	19
(1)	自主防犯活動団体の組織数の推移	19
(2)	自主防犯活動団体の主たる構成員	19
(3)	自主防犯活動団体ごとの構成員の平均年齢	20
(4)	自主防犯活動団体が実施している防犯活動	20
(5)	自主防犯活動団体の1か月あたりの活動日数	21
(6)	自主的な防犯対策によりほとんどの被害が防げる犯罪（身近な犯罪）の認知件数の指数の推移	21

第3	目標	-----	22
第4	施策の柱・施策項目	-----	23
第5	施策項目ごとの事業概要	-----	27
1	推進体制の整備	-----	27
(1)	市町村等と連携した体制整備	-----	27
2	自主防犯意識の高揚	-----	29
(1)	県民の理解及び関心の増進	-----	29
(2)	安全・安心なまちづくりの旬間の実施	-----	31
(3)	防犯対策のための商品等の情報提供	-----	31
(4)	犯罪情報、活動情報等の収集、整理及び提供	-----	34
3	自主防犯活動の組織化	-----	37
(1)	防犯活動に関する人材の確保、養成等	-----	37
(2)	防犯対策のための商品等の情報提供(再掲)	-----	38
(3)	犯罪情報、活動情報等の収集、整理及び提供(再掲)	-----	41
4	自主防犯活動の活性化	-----	44
(1)	自主防犯活動団体等の活動に対する支援	-----	44
(2)	児童の安全の確保	-----	46
(3)	女性の安全の確保	-----	49
(4)	高齢者、障害者等の安全の確保	-----	51
(5)	犯罪を防ぐための環境の整備	-----	53
(6)	防犯対策のための商品等の情報提供(再掲)	-----	54
(7)	犯罪情報、活動情報等の収集、整理及び提供(再掲)	-----	57
5	様々な分野の取組との連携	-----	60
(1)	自主防災との連携	-----	60
(2)	観光旅行者の安全の確保	-----	61
(3)	文化財の防犯措置	-----	62
(4)	県民の生活関連施設における犯罪の防止	-----	63

資料

- ・奈良県安全で安心して暮らせるまちづくりの推進に関する条例

第1 奈良県安全で安心して暮らせるまちづくりの推進計画の基本的事項

1 策定の趣旨

本県における刑法犯の認知件数は、平成14年に32,017件と過去最高になりましたが、その後は減少傾向で推移し、平成21年には15,478件とピーク時の半数以下となっています。

この背景には、犯罪が起きにくい、犯罪により被害を受けることのない、安全で安心なまちづくりを進めるため、住民、自治会、各種団体、企業及び行政などの関係者の連携・協力によって行われている自主防犯活動の取り組みがあります。

このような状況の中、県では平成20年7月11日、自主防犯活動を活性化し、犯罪の発生しにくい安全で安心して暮らせるまちづくりを推進するための基本理念を定め、県の責務及び県民等の役割を明らかにするとともに、県民等による安全で安心して暮らせるまちづくりを推進するための施策の基本となる事項を定めた「奈良県安全で安心して暮らせるまちづくりの推進に関する条例」（以下「条例」という。）を制定しました。

この条例は、犯罪の発生しにくい安全で安心して暮らせるまちづくりを推進するためには、自主防犯活動の重要性を明確にし、県民等の自主防犯意識の高揚を図り、自主防犯活動の取り組みを促し、活動を活性化する等、自主防犯活動を支えるための条例が必要であるという観点に立って制定されたものです。

奈良県安全で安心して暮らせるまちづくりの推進計画（以下「推進計画」という。）は、この条例に基づき、安全で安心して暮らせるまちづくりを総合的かつ計画的に推進するために策定するものです。

2 推進計画の位置づけ

本推進計画は、条例第6条の規定に基づく計画であり、以下に掲げる事項について定めるものです。

- (1) 県民等による安全で安心して暮らせるまちづくりの推進に関する総合的な施策の大綱
- (2) 県民等による安全で安心して暮らせるまちづくりを計画的に推進するために必要な事項

3 推進計画の目標

県民の自主防犯意識の高揚、県民等による自主防犯活動、県民相互の連帯の強化等を通じて県民の生活の平穏を害するような犯罪の発生しにくい地域社会を構築します。

4 推進計画の基本理念

(1) 自主防犯意識の高揚

県民の生活の平穩を害するような県民の身近で発生する犯罪により被害を受けることのないように、県民一人一人が自らの安全は自らで守る、地域の安全は地域で守るという自主防犯意識の高揚を図ります。

(2) 県民、自治会等の自主的な防犯活動への参加と協力

地域の実情に応じ、地域社会を構成する県民、自治会等の多様な主体の自主防犯活動への参加と協力を促進します。

(3) 県民等相互の交流を促進

県民等相互の交流を促進し、地域の絆を深めてコミュニティ力を高め、活力ある地域社会の実現を図ります。

(4) 他の分野における取組との連携

地域における防災、教育、福祉、環境整備その他の分野における取り組みとの連携を図ります。

5 県の責務

(1) 条例の基本理念にのっとり、様々な分野の取り組みと連携し、総合的な防犯対策を実施します。

(2) 市町村及び県民等と相互に連携し、自主防犯活動の育成を推進します。

(3) 市町村及び県民等に対して防犯に関する情報の提供、技術的な助言その他必要な支援を行います。

6 市町村の役割

(1) 条例の基本理念にのっとり、県及び住民等と相互に連携を図り、それぞれの地域の実情に応じた効果的な防犯対策を実施します。

(2) 県と緊密に連携して、自主防犯活動の育成、住民等に対する防犯に関する情報の提供、技術的な助言その他必要な支援を行います。

7 県民等の役割

地域において安全で安心して暮らせることの重要性についての認識を深め、安全で安心して暮らせるまちづくりに積極的な役割を果たすよう努めます。

8 推進計画の期間

策定時期から5年間とします。

第2 現状

1 犯罪の認知状況

(1) 刑法犯(*1)認知件数(*2)と指数の推移（表－1参照）

(*1) 刑法犯

「刑法」、「盗犯等ノ防止及処分ニ関スル法律」、「暴力行為等処罰ニ関スル法律」、「決闘罪ニ関スル件」、「爆発物取締罰則」、「航空機の強取等の処罰に関する法律」、「航空の危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律」、「火炎びんの使用等の処罰に関する法律」、「人質による強要行為等の処罰に関する法律」、「流通食品への毒物の混入等の防止等に関する特別措置法」、「サリン等による人身被害の防止に関する法律」、「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律」、「公職にある者等のあっせん行為による利得等の処罰に関する法律」、「公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金の提供等の処罰に関する法律」に規定する罪をいい、交通事故（自動車運転過失致死傷・危険運転致死傷等）は含みません。

(*2) 認知件数

警察で発生を認知した事件の数をいいます。

奈良県の刑法犯認知件数は、平成12年から急激に増加し、平成14年には32,017件と過去最高を記録しました。

平成15年からは減少に転じ、平成21年には15,478件と平成14年ピーク時の半数以下に減少しました。

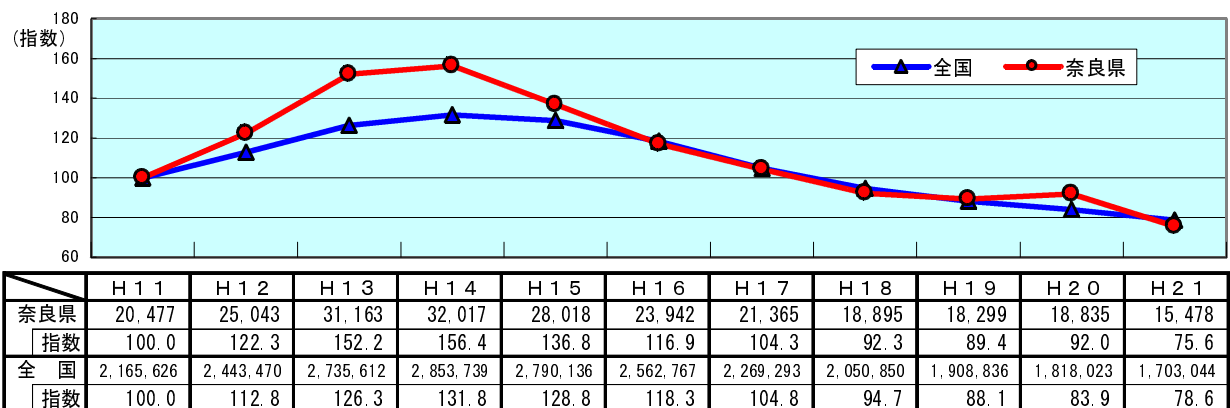
全国の刑法犯認知件数も、平成14年に増加のピークを迎え、その後は減少傾向が続いています。

平成11年を「100」とした指数でピーク時の平成14年をみると、全国では「131.8」で約1.32倍の増加だったのに対して、奈良県では「156.4」で約1.56倍と増加の比率が大きかったことがわかります。

一方、平成21年の指数をみると、全国では「78.6」に対して、奈良県では「75.6」と全国よりも減少の比率が大きくなっています。

表－1

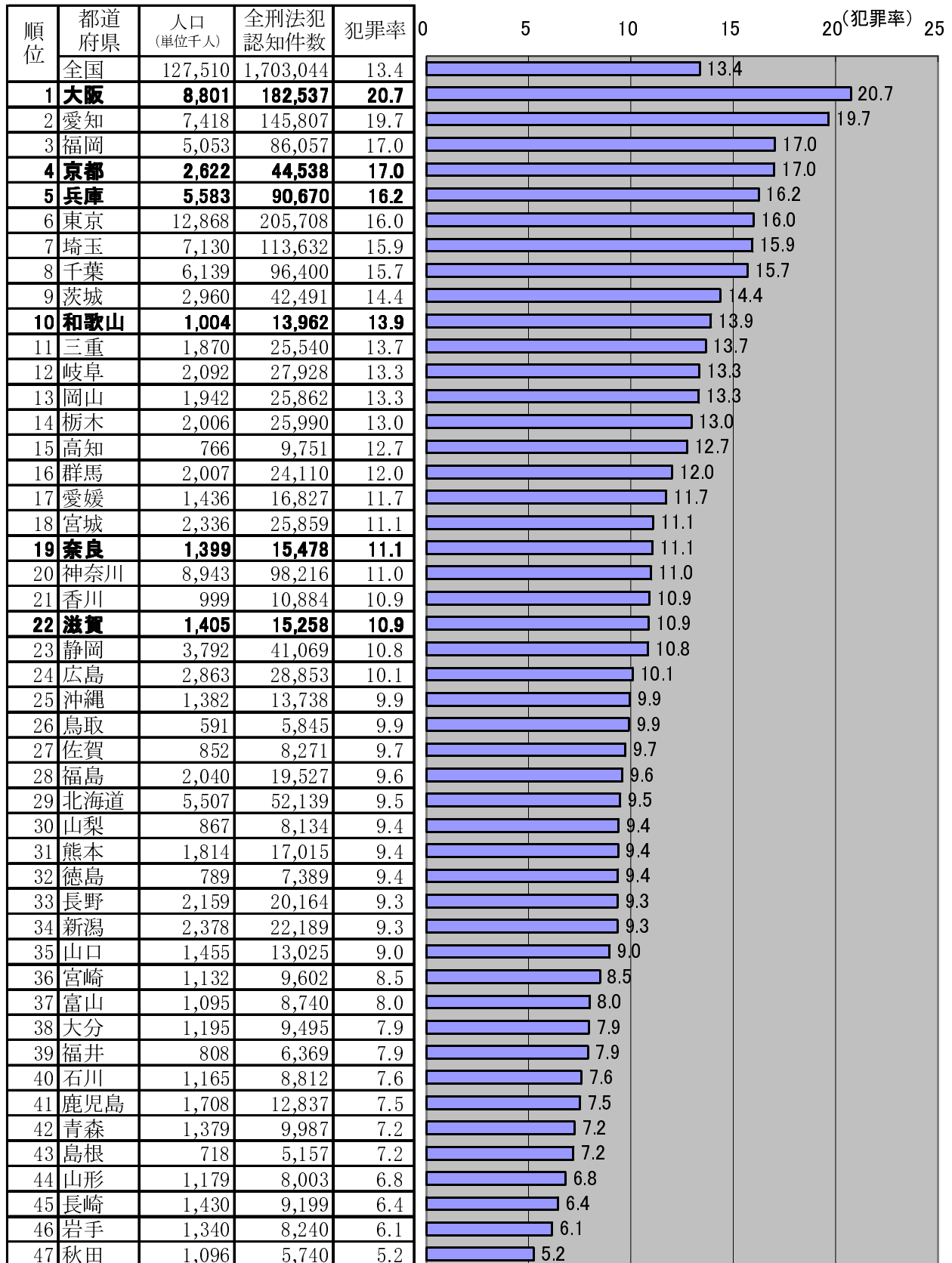
刑法犯認知件数と指数の推移



※ 指数は、H11を100とした

表-2

都道府県別刑法犯の犯罪率(平成21年)



※ 人口は、平成21年10月1日(総務省推計人口)

※ 犯罪率は、人口1,000人当たりの犯罪認知件数の割合

(2) 都道府県別刑法犯の犯罪率(*3) (表-2 参照)

(*3) 犯罪率

一定の人口や世帯数等に対する犯罪認知件数の割合をいいます。

平成21年中における都道府県別の刑法犯の犯罪率(人口1,000人当たり)を高い順から示したもので、奈良県は11.1件で、全国平均の13.4件より、2.3件低い状況です。

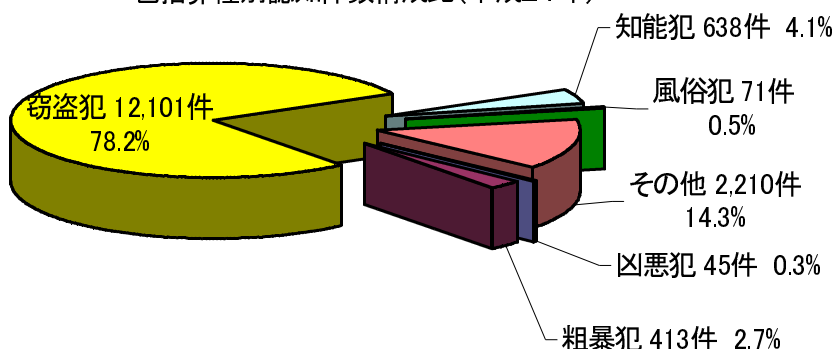
近畿各府県(表の太字)を比べると、1位大阪府20.7件、4位京都府17.0件、5位兵庫県16.2件、10位和歌山県13.9件、19位奈良県11.1件、22位滋賀県10.9件とワースト10に4府県が入っており、近畿は比較的犯罪率が高い状況にあります。

また、奈良県と隣接する、三重県も11位13.7件と、全国平均よりも高く、奈良県は犯罪率の高い府県に囲まれているという状況にあります。

表-3 包括罪種別認知件数の推移

年	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21
総数	20,477	25,043	31,163	32,017	28,018	23,942	21,365	18,895	18,299	18,835	15,478
凶悪犯	73	87	81	109	93	120	65	61	84	64	45
構成比	0.4	0.3	0.3	0.3	0.3	0.5	0.3	0.3	0.5	0.3	0.3
粗暴犯	378	500	521	701	727	643	665	613	526	562	413
構成比	1.8	2.0	1.7	2.2	2.6	2.7	3.1	3.2	2.9	3.0	2.7
窃盗犯	18,523	22,253	26,567	25,625	21,510	17,895	16,215	14,071	13,933	14,372	12,101
構成比	90.5	88.9	85.3	80.0	76.8	74.7	75.9	74.5	76.1	76.3	78.2
知能犯	590	658	633	926	1,115	1,341	1,044	1,026	795	918	638
構成比	2.9	2.6	2.0	2.9	4.0	5.6	4.9	5.4	4.3	4.9	4.1
風俗犯	65	80	67	97	161	144	124	96	108	87	71
構成比	0.3	0.3	0.2	0.3	0.6	0.6	0.6	0.5	0.6	0.5	0.5
その他	848	1,465	3,294	4,559	4,412	3,799	3,252	3,028	2,853	2,832	2,210
構成比	4.1	5.8	10.6	14.2	15.7	15.9	15.2	16.0	15.6	15.0	14.3

包括罪種別認知件数構成比(平成21年)



(3) 包括罪種(*4)別認知件数の推移 (表-3 参照)

(*4) 包括罪種

刑法犯のうち犯罪の態様や被害等から、類似性の強い罪種をまとめた分類の名称をいい、凶悪犯、粗暴犯、窃盗犯、知能犯、風俗犯、その他に分類されます。

凶悪犯(殺人、強盗、放火、強姦など)は、平成16年に増加のピークを迎えて以降減少の傾向にあり、全刑法犯における構成比は、過去10年では0.3%~0.

5%の間で推移しています。

粗暴犯（暴行、傷害、脅迫、恐喝など）は、平成15年に増加のピークを迎えて以降減少の傾向にあります。減少のペースが緩やかなことから、平成11年に1.8%だった構成比が、平成17年以降は、ほぼ3%で推移しており、比率は高くなっています。

窃盗犯（窃盗）は、平成13年に増加のピークを迎えて以降減少傾向にあります。平成11年には全刑法犯の90.5%を占めており、その後年々構成比が低くなる傾向で推移していましたが、平成19年からは徐々に比率が高くなる傾向にあります。

知能犯（詐欺、横領、偽造、汚職、背任など）は、平成16年に増加のピークを迎えて以降減少の傾向にあります。平成11年に2.9%だった構成比が、平成16年から平成21年にかけては4～5%台の高い比率で推移しています。

平成21年の刑法犯に占める構成比では、窃盗犯が78.2%、知能犯が4.1%、粗暴犯が2.7%の順となっています。

(4) 自主的な防犯対策によりほとんどの被害が防げる犯罪(*5)（以下「身近な犯罪」という。）の認知状況

(*5) 自主的な防犯対策によりほとんどの被害が防げる犯罪（身近な犯罪）

県民等の身近なところで発生し、誰もが被害に遭う可能性のある犯罪ですが、県民等が隙を見せず、家庭や地域での防犯対策を行うことによってほとんどの場合は被害を防止できる犯罪をいいます。

住宅を狙った侵入盗（空き巣(*6)、忍び込み(*7)、居空き(*8))、乗り物盗（自動車盗、オートバイ盗、自転車盗）、車上ねらい(*9)、部品ねらい(*10)、ひったくり、振り込め詐欺が身近な犯罪です。

(*6) 空き巣

家人が不在時に、住宅の屋内に侵入して金品を盗むものです。

(*7) 忍び込み

家人が就寝時に、住宅の屋内に侵入して金品を盗むものです。

(*8) 居空き

家人が在宅時に、家人のスキをうかがって住宅の屋内に侵入して金品を盗むものです。

(*9) 車上ねらい

自動車の中に置かれた現金や品物等の積荷を盗むものです。

(*10) 部品ねらい

自動車等に取り付けてある部品や付属品等を盗むものです。

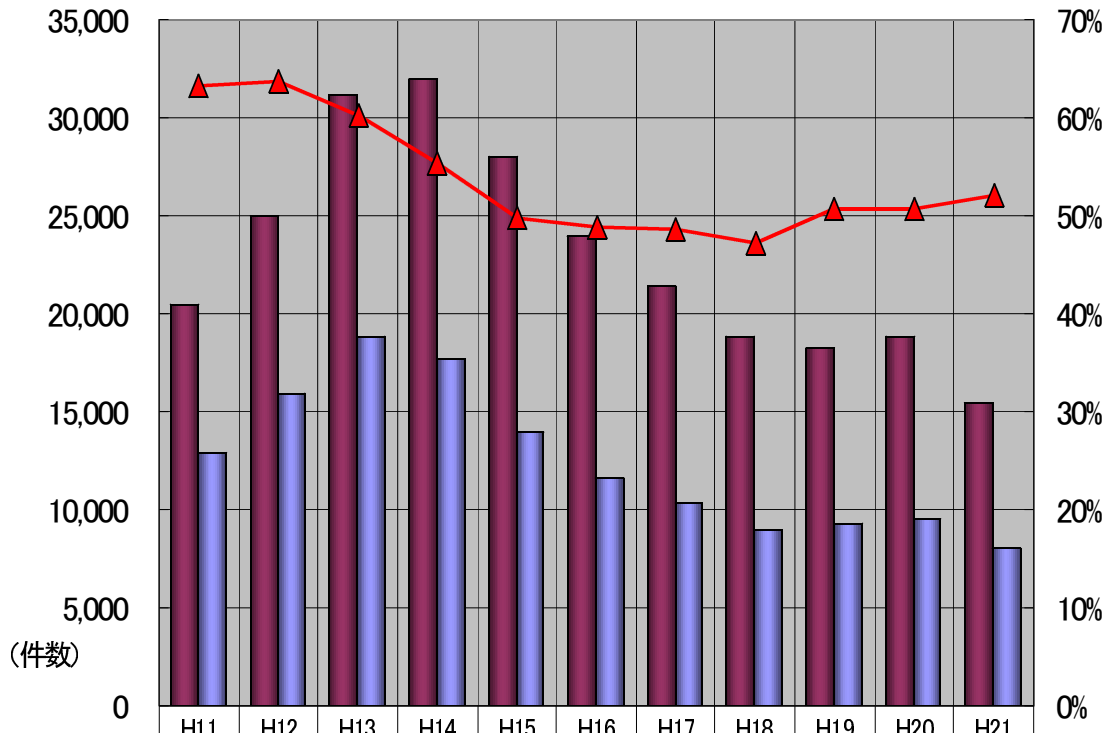
ア 全刑法犯における身近な犯罪の構成比の推移（表－4参照）

刑法犯の認知件数は、平成14年に増加のピークを迎えましたが、身近な犯罪はその前年の平成13年にピークとなり、以後減少の傾向にあります。

身近な犯罪の全刑法犯における構成比は、平成12年には63.8%を占め、平成13年から下がり始めましたが、以降、約半数の比率で推移しています。

表-4

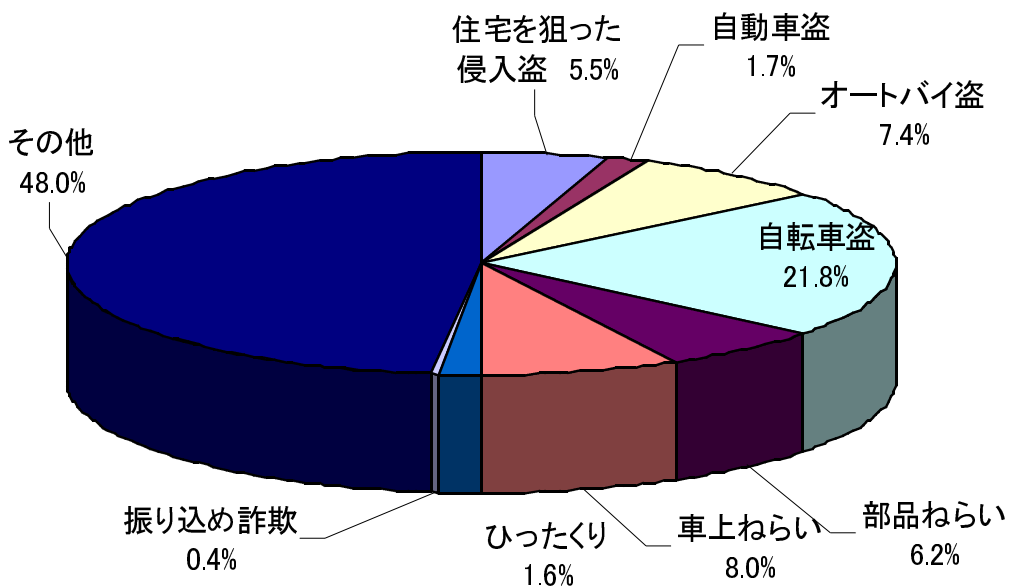
身近な犯罪の構成比の推移



■ 刑法犯認知件数	20,477	25,043	31,163	32,017	28,018	23,942	21,365	18,895	18,299	18,835	15,478
■ 身近な犯罪の認知件数	12,955	15,970	18,793	17,697	13,959	11,672	10,377	8,916	9,298	9,553	8,053
▲ 身近な犯罪の構成比	63.3%	63.8%	60.3%	55.3%	49.8%	48.8%	48.6%	47.2%	50.8%	50.7%	52.0%

表-5

身近な犯罪の構成比(平成21年)



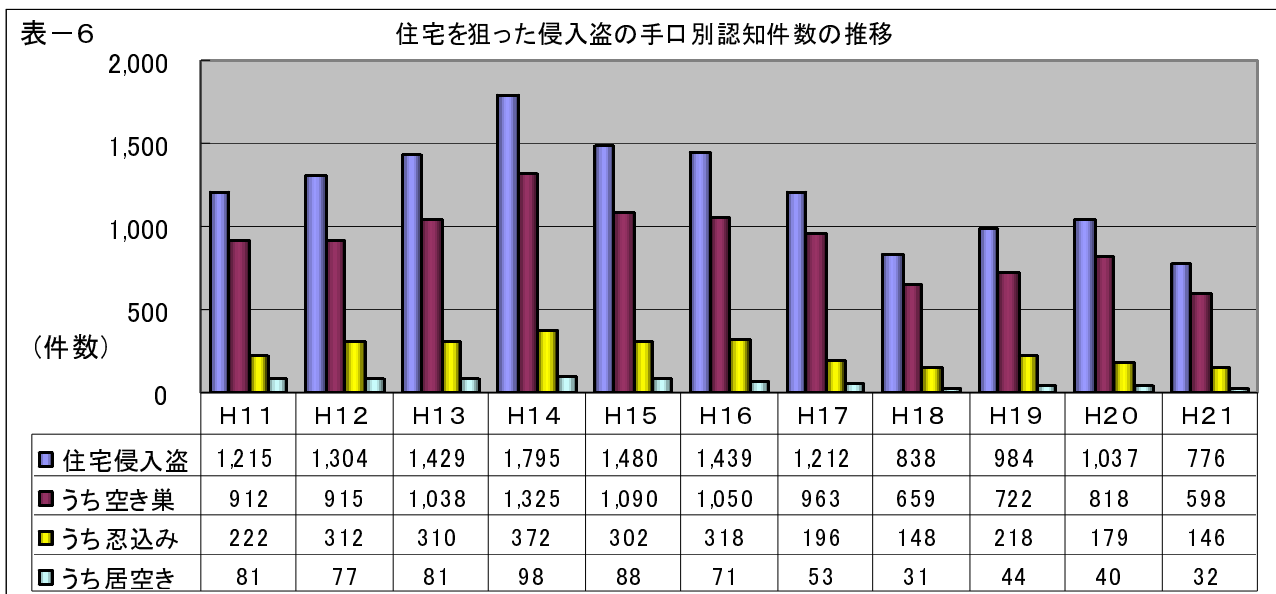
イ 平成21年中における全刑法犯に占める身近な犯罪の構成比（表-5参照）
 身近な犯罪は、全刑法犯の52.0%を占めています。

構成比の高い順に、自転車盗21.8%、車上ねらい8.0%、オートバイ盗7.4%、部品ねらい6.2%、住宅を狙った侵入盗5.5%と続いています。

ウ 身近な犯罪のうち「住宅を狙った侵入盗」の手口別認知件数の推移
 （表-6参照）

「住宅を狙った侵入盗」（空き巣、忍び込み、居空き）は、平成14年に増加のピークを迎え、以後全体的には減少の傾向にありますが、若干の増減を繰り返しています。

なお、住宅を狙った侵入盗のうち、70%~80%が空き巣の被害となっています。



エ 身近な犯罪のうち「乗り物盗」の認知件数の推移（表-7参照）

「乗り物盗」（自動車盗、オートバイ盗、自転車盗）のうち、自動車盗とオートバイ盗は大きく減少していますが、自転車盗は緩やかな減少となっています。

平成11年にはオートバイ盗が自転車盗を上回っていましたが、平成12年には逆転し、平成15年以降は自転車盗がオートバイ盗の2倍を超え、平成21年にはほぼ3倍に達しています。

表-7

乗り物盗の認知件数の推移

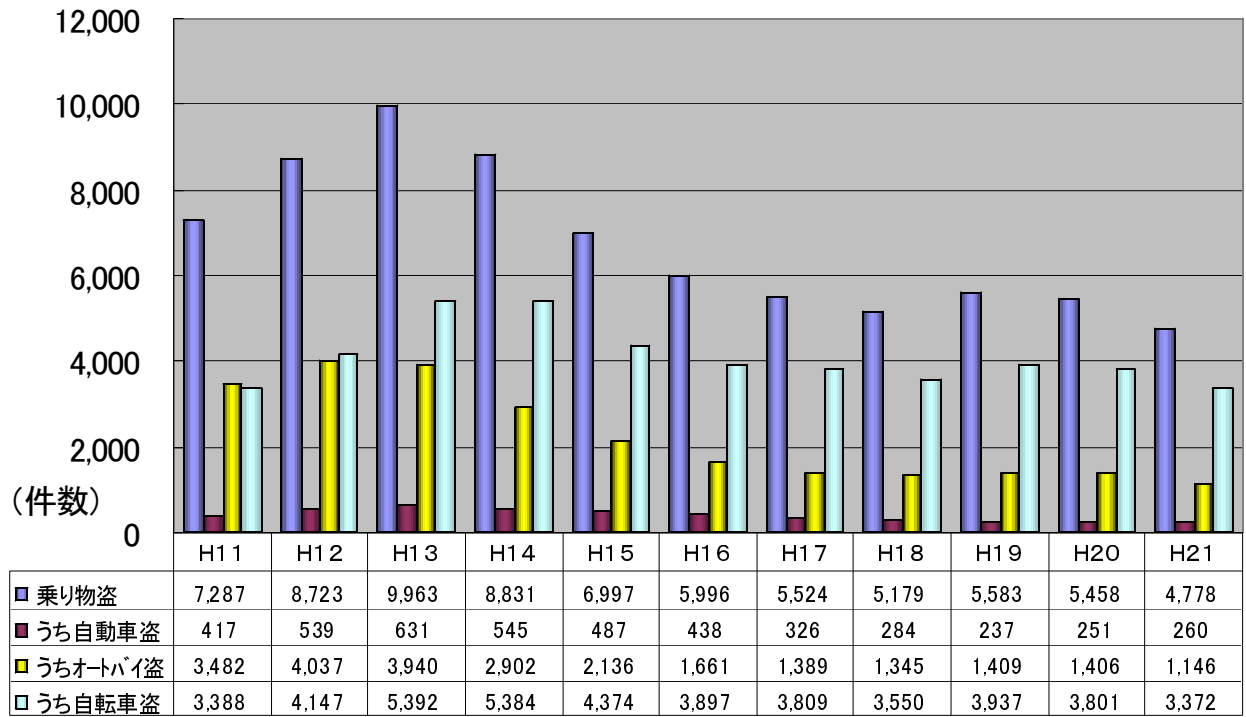
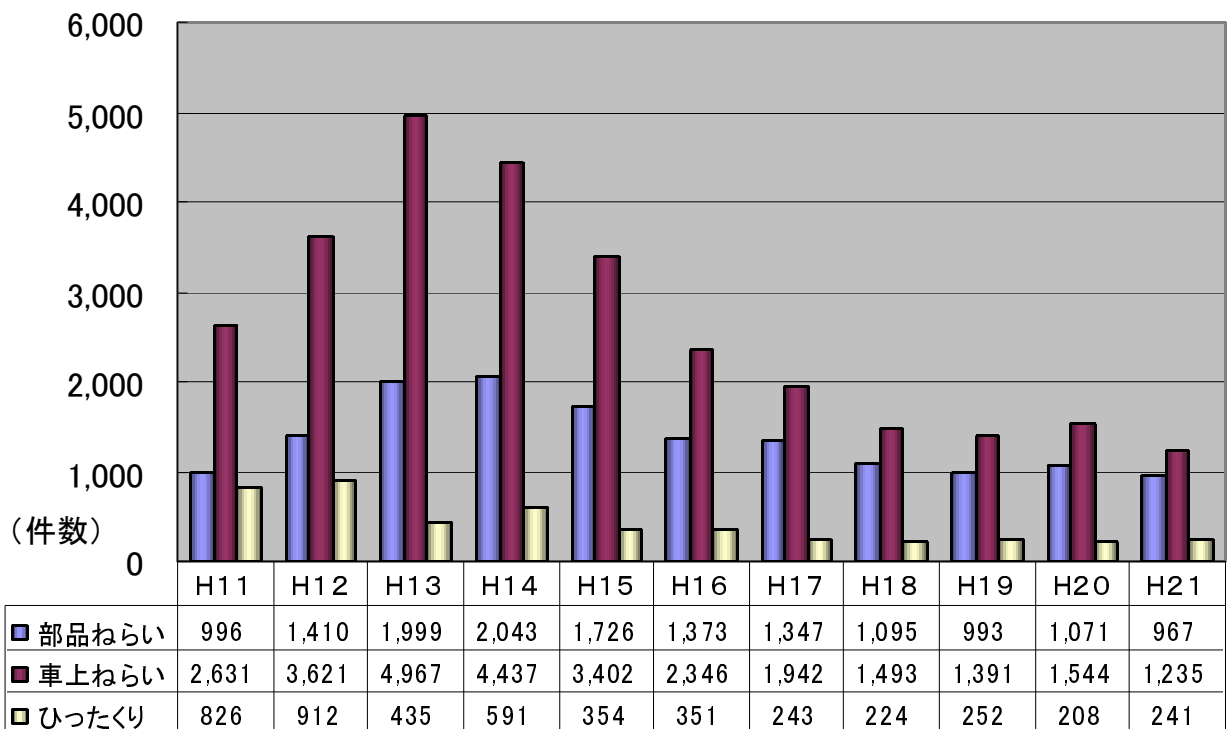


表-8

「部品ねらい」、「車上ねらい」、「ひったくり」の認知件数の推移



オ 身近な犯罪のうち「部品ねらい」、「車上ねらい」、「ひったくり」の認知件数の推移（表－８参照）

「部品ねらい」は、平成１４年に増加のピークを迎えて以降減少傾向となり、平成１９年にはピーク時の半数以下にまで減りましたが、その後はほぼ横這い状態で推移しています。

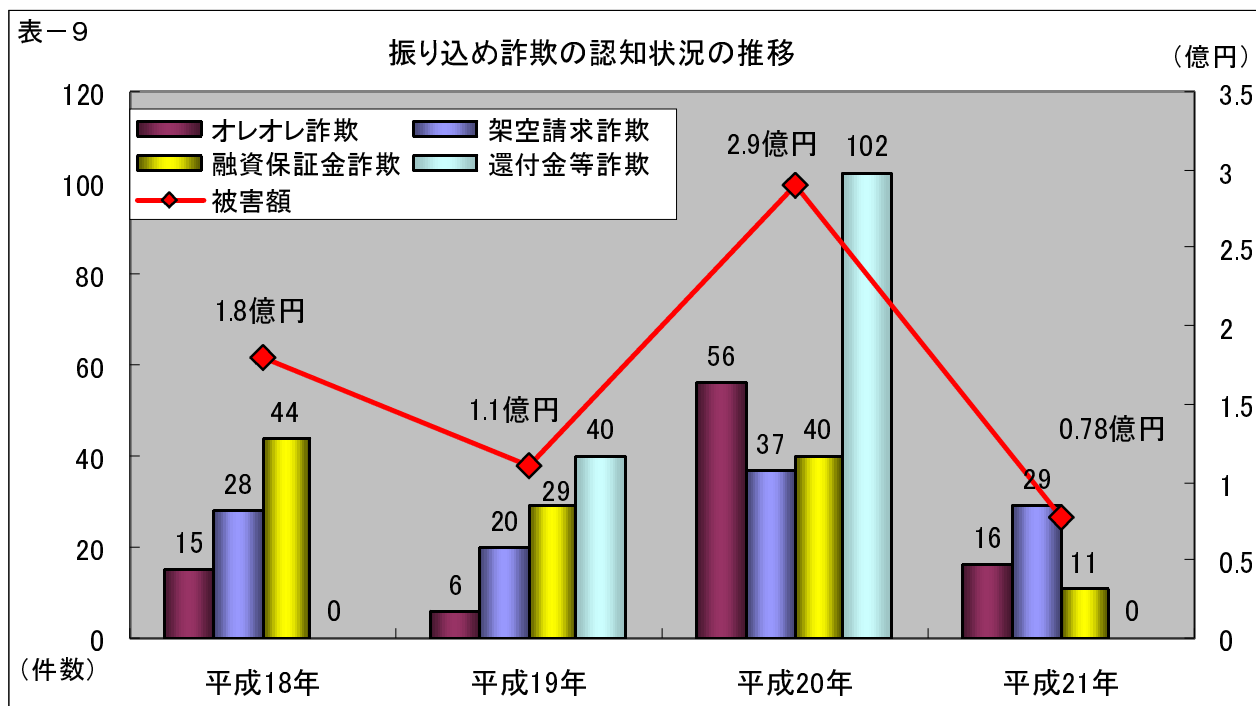
「車上ねらい」は、平成１３年に増加のピークを迎えて以降、大幅な減少が続き、平成１６年には半減し、さらに、平成１８年にはピーク時の約３０％にまで減少しましたが、その後はほぼ横這い状態で推移しています。

「ひったくり」は、平成１２年に増加のピークを迎えて以降、減少が続き、平成１７年にはピーク時の約２７％にまで減少しましたが、その後はほぼ横這い状態で推移しています。

カ 身近な犯罪のうち「振り込め詐欺」の認知状況の推移（表－９参照）

「振り込め詐欺」は、平成２０年には認知件数が２３５件、被害額が約２億９千万円と、認知件数・被害額ともに過去最高となりました。

平成２１年には大幅に減少していますが、約７，８００万円もの被害が発生し、１件あたりの被害額も約１３９万円にのぼっています。



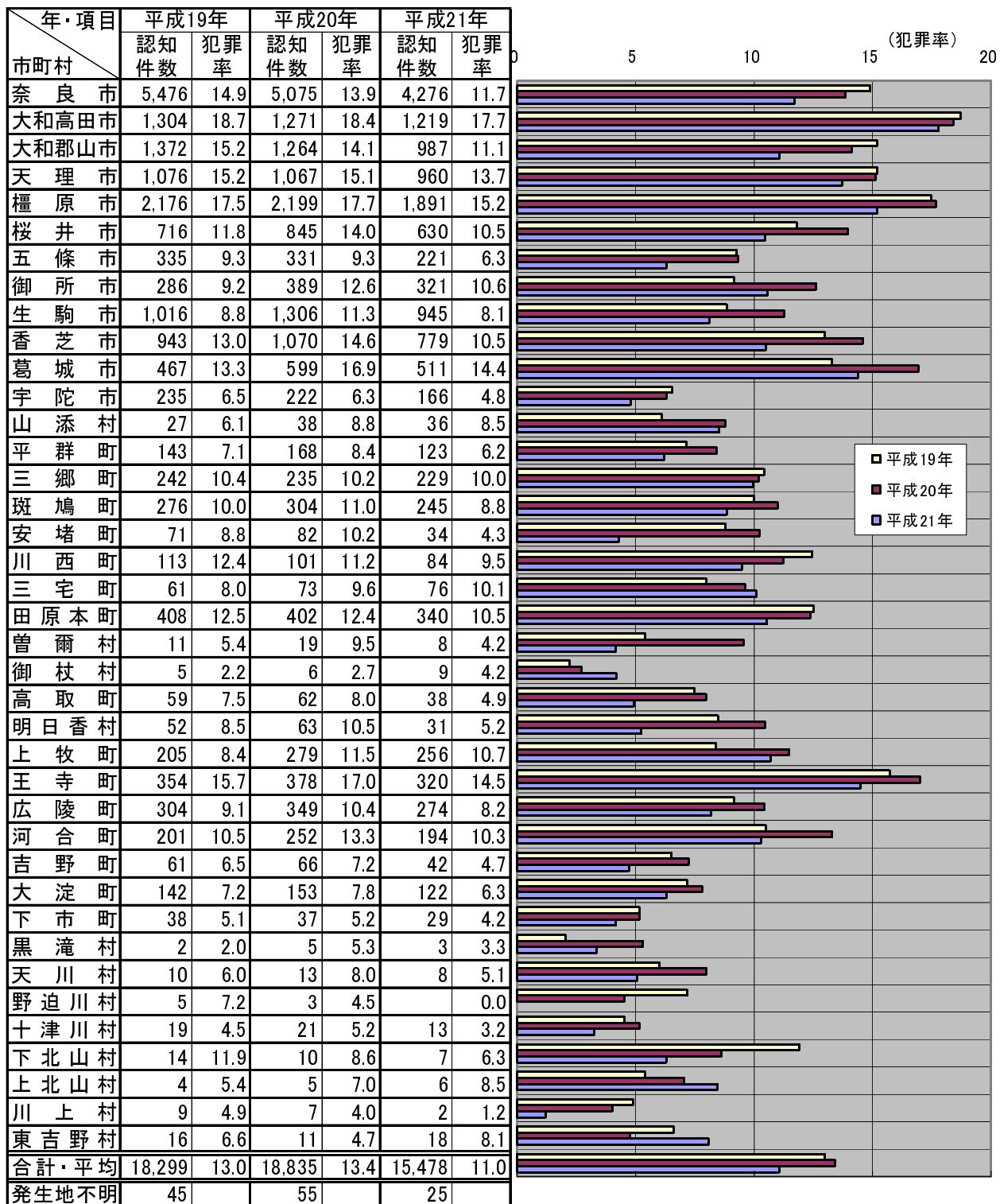
(5) 市町村別の犯罪認知状況

ア 刑法犯の犯罪率の推移 (表-10 参照)

市町村ごとに、刑法犯の犯罪率 (人口1,000人当たり) の推移を示したもので、都市部の犯罪率が比較的高い状態となっています。

表-10

刑法犯の犯罪率の推移



※ 犯罪率は、人口1,000人当たりの犯罪認知件数の割合

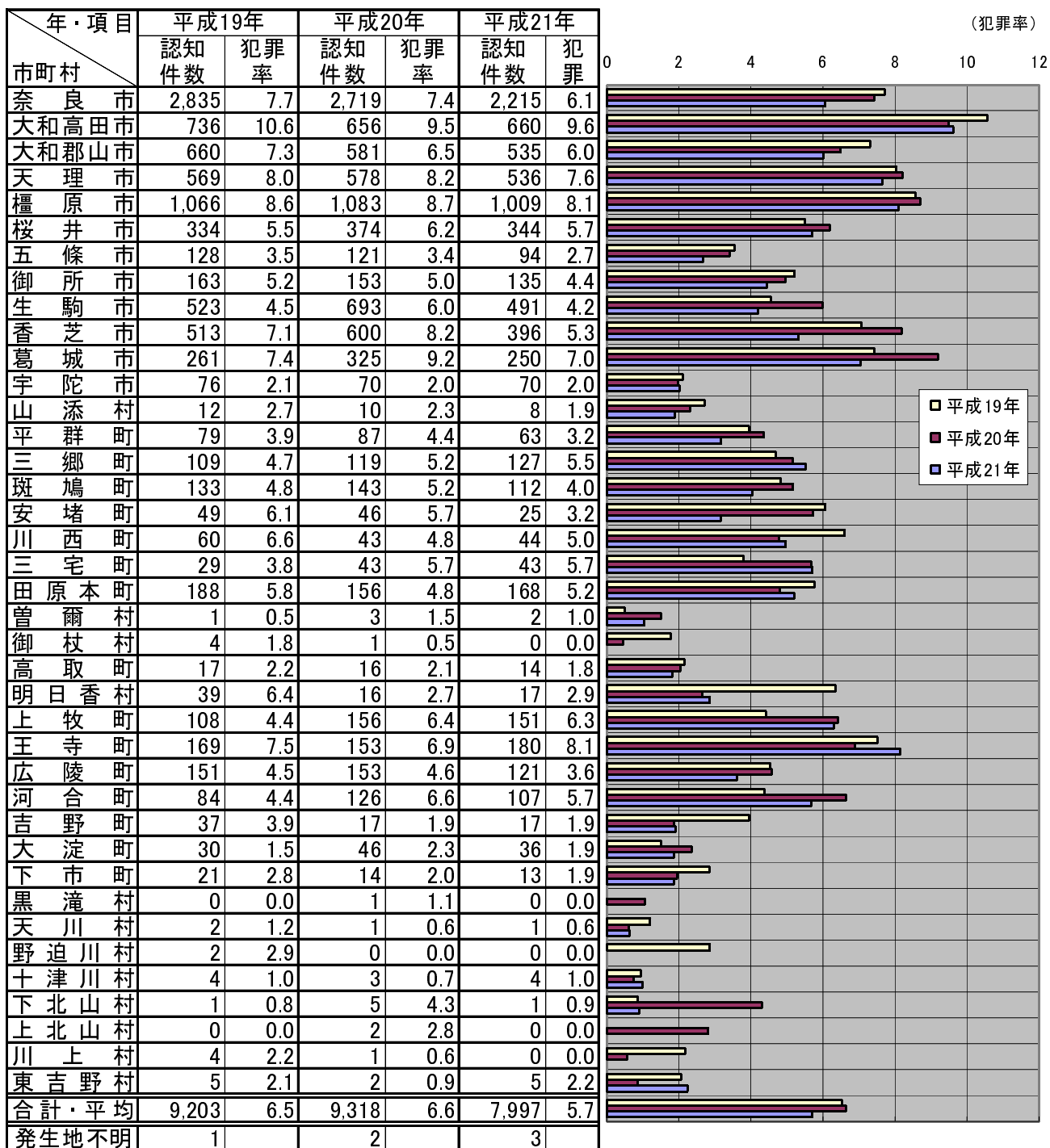
※ 人口は、各年とも10月1日現在の推計人口(県統計課)

イ 身近な犯罪の犯罪率の推移（表－11参照）

市町村ごとに、身近な犯罪の犯罪率（人口1,000人当たり）を示したもので、都市部で比較的高い傾向となっています。

表－11

身近な犯罪の犯罪率の推移



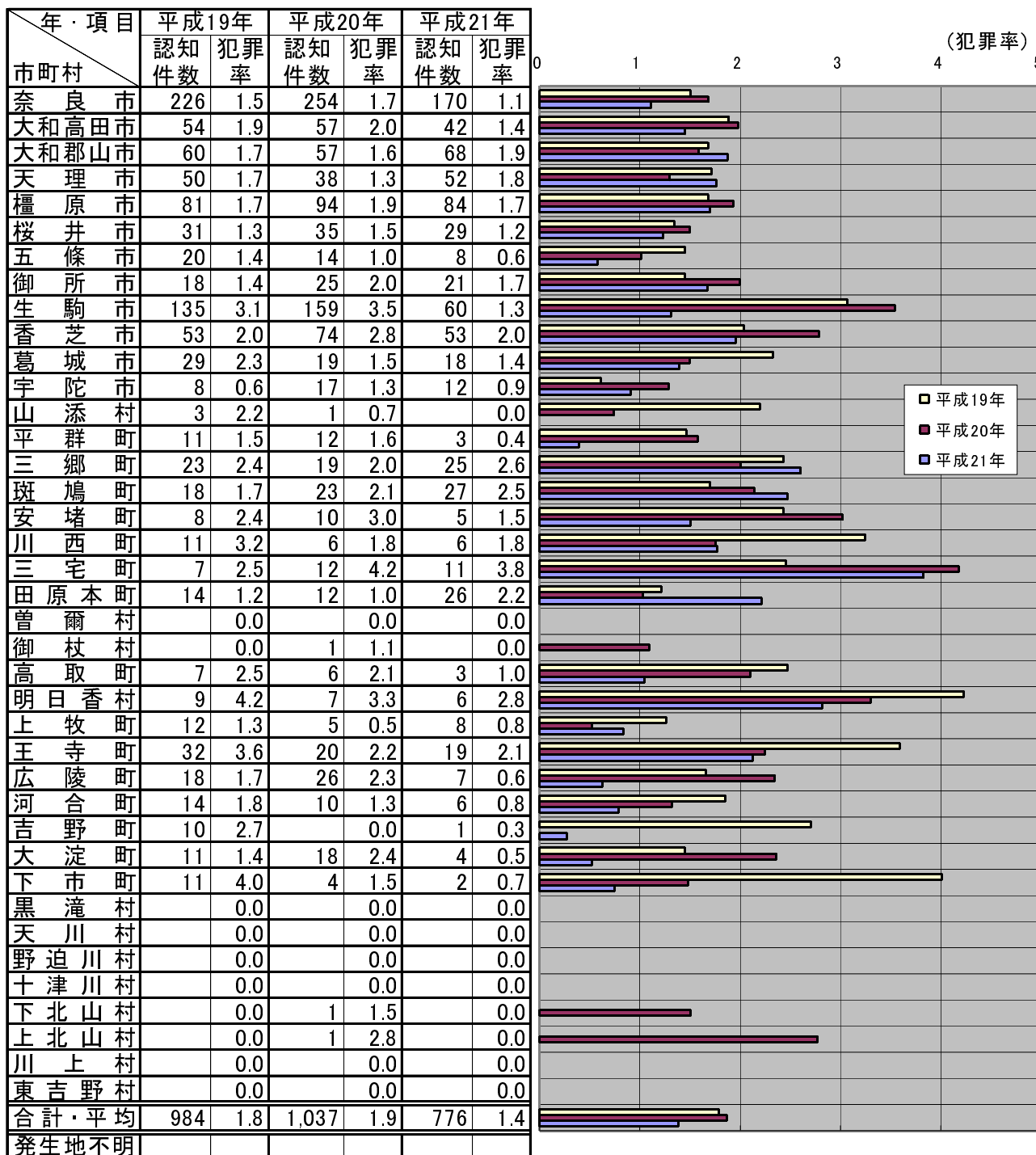
※ 犯罪率は、人口1,000人当たりの犯罪認知件数の割合
 ※ 人口は、各年とも10月1日現在の推計人口(県統計課)

ウ 身近な犯罪のうち「住宅を狙った侵入盗」の犯罪率の推移（表－12参照）

市町村ごとに、身近な犯罪のうち「住宅を狙った侵入盗」（空き巣、忍び込み、居空き）の犯罪率（1,000世帯当たり）を示したもので、都市部では比較的
低く、また山間部では認知のない地域もあります。

表－12

住宅を狙った侵入盗の犯罪率の推移



※ 犯罪率は、1,000世帯当たりの犯罪認知件数の割合

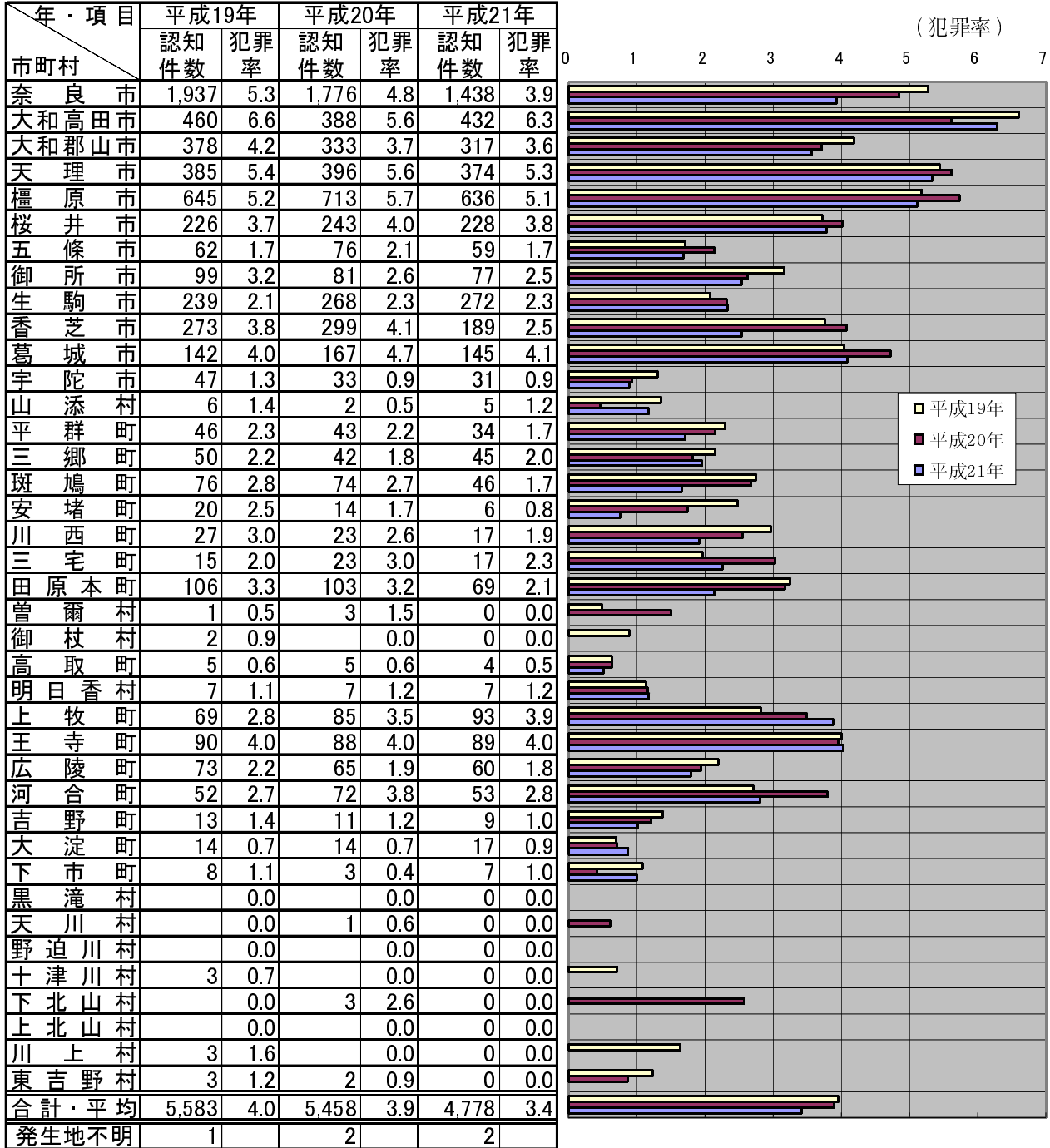
※ 世帯数は、各年とも10月1日現在（県統計課）

エ 身近な犯罪のうち「乗り物盗」の犯罪率の推移（表－13参照）

市町村ごとに、身近な犯罪のうち「乗り物盗」（自動車盗、オートバイ盗、自転車盗）の犯罪率（人口1,000人当たり）を示したもので、都市部で比較的高く、山間部では認知がない地域もあります。

表－13

乗り物盗の犯罪率の推移



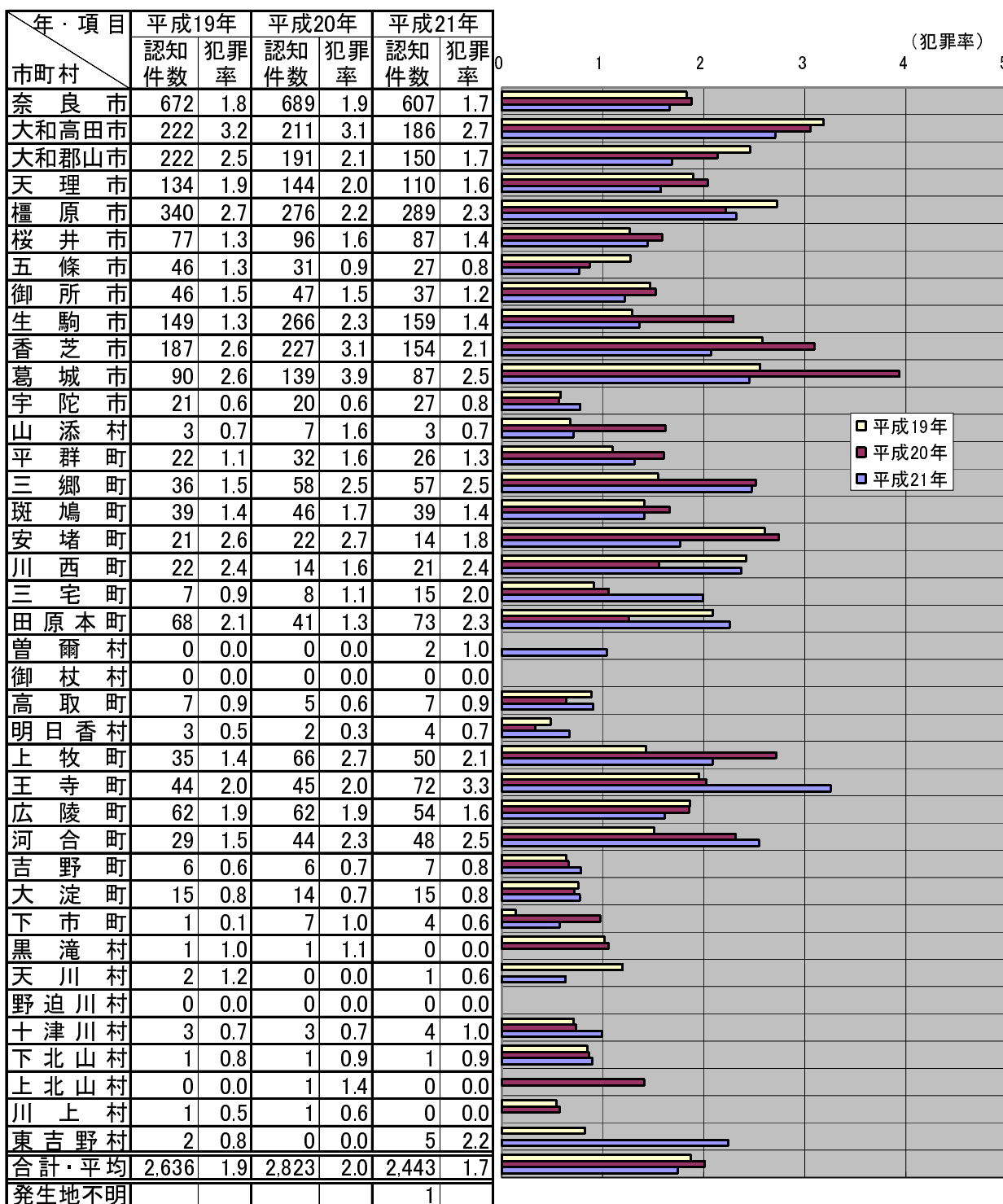
※ 犯罪率は、人口1,000人当たりの犯罪認知件数の割合
 ※ 人口は、各年とも10月1日現在の推計人口（県統計課）

オ 身近な犯罪のうち「部品ねらい」、「車上ねらい」、「ひったくり」の犯罪率の推移（表－14参照）

市町村ごとに、身近な犯罪のうち「部品ねらい」、「車上ねらい」、「ひったくり」の犯罪率（人口1,000人当たり）の推移を示したもので、都市部で比較的高い状態となっています。

表－14

「部品ねらい」、「車上ねらい」、「ひったくり」の犯罪率の推移



※ 犯罪率は、人口1,000人当たりの犯罪認知件数の割合

※ 人口は、各年とも10月1日現在の推計人口（県統計課）

2 県民の意識

(1) 「治安の維持」に対する重要度・満足度（表-15・16参照）

平成21年度及び平成20年度に実施した「県民アンケート調査」（県民の身近な生活に関する項目について重要度・満足度を5段階で評価）によると、「住民が犯罪に遭うことがなく、その不安も感じることなく暮らせること」（治安の維持）については、表-15、表-16のとおり結果となっています。

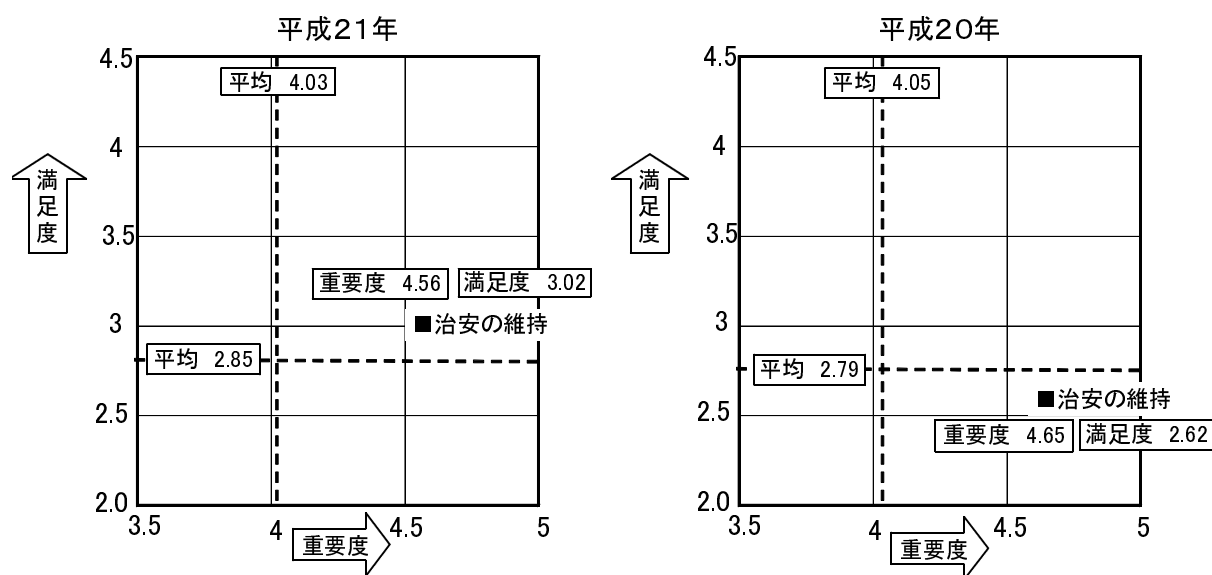
重要度は、両年度とも平均を0.4ポイント以上上回り、さらに順位も2位と高く、県民は「治安の維持」を非常に重要だと感じていることが分かります。

満足度については、平成20年度は平均を0.17ポイント下回っていましたが、平成21年度には逆に平均を0.17ポイント上回り、さらに順位も大幅に高くなっており、「治安の維持」についての満足度が向上してきている結果となっています。

表-15 「治安の維持」に対する重要度・満足度（県民アンケート）

年度	重要度				満足度			
	ポイント	平均	平均との差	順位／項目数	ポイント	平均	平均との差	順位／項目数
平成21年度	4.56	4.03	+0.47	2／31	3.02	2.85	+0.17	7／31
平成20年度	4.65	4.05	+0.40	2／82	2.62	2.79	-0.17	63／82
ポイントの差	-0.09	-0.02	—	—	+0.40	+0.09	—	—

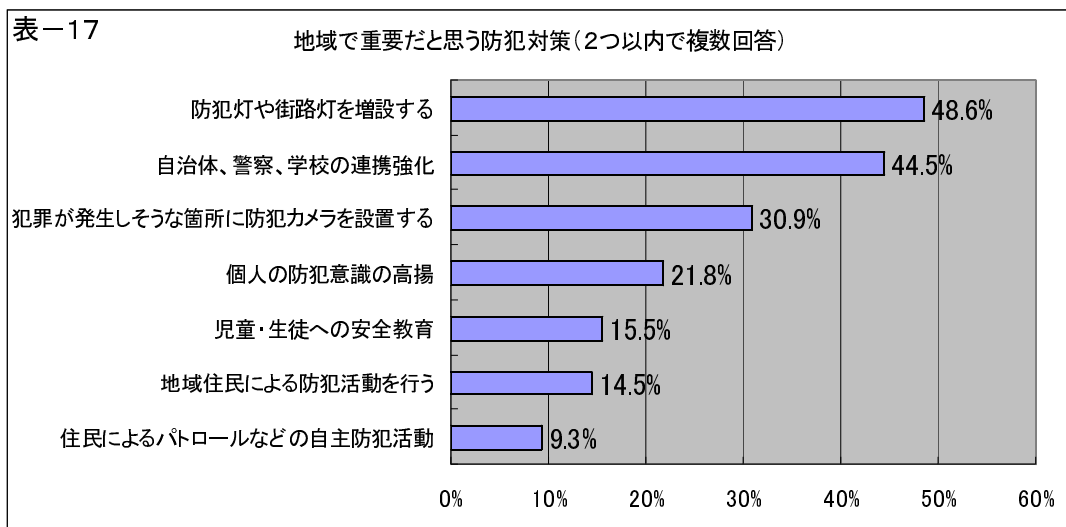
表-16 「治安の維持」に対する重要度・満足度（県民アンケート）



(2) 地域で重要だと思う防犯対策（表－17参照）

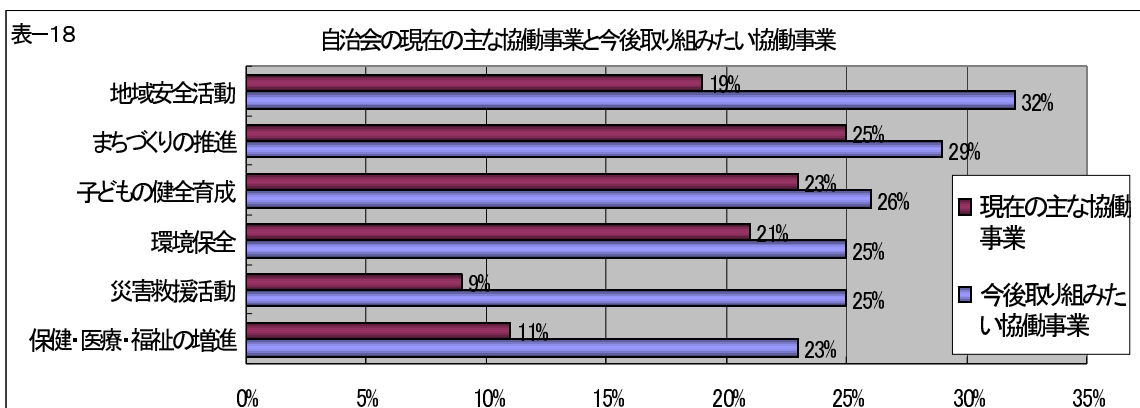
平成21年度の「県民アンケート調査」によると、県民が地域で重要だと思う防犯対策としては、「防犯灯や街路灯を増設する」（48.6%）が最も多く、以下、「自治体、警察、学校の連携強化」（44.5%）、「犯罪が発生しそうな箇所に防犯カメラを設置する」（30.9%）と続いています。

一方、自主防犯活動を促進する取り組みに対する意識は低く、「個人の防犯意識の高揚」（21.8%）、「地域住民による防犯活動を行う」（14.5%）、「住民によるパトロールなどの自主防犯活動」（9.3%）となっており、さらに県民の自主防犯意識の高揚を図る必要がある状況にあります。



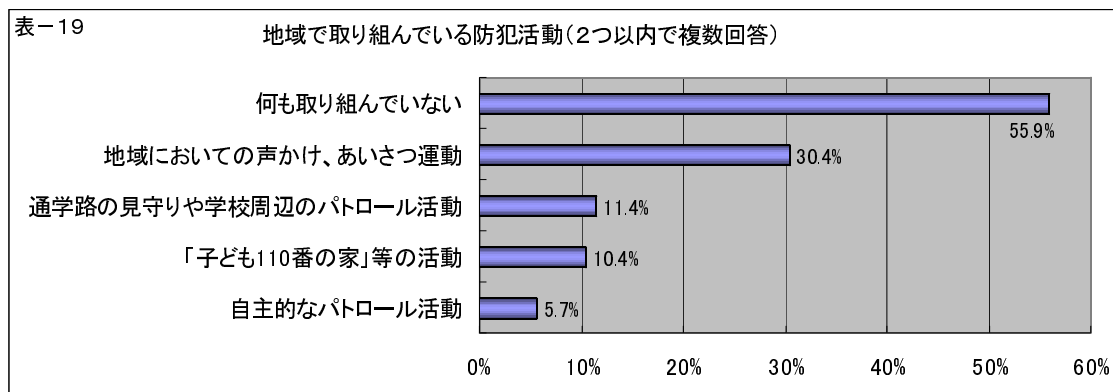
(3) 自治会の現在の主な協働事業と今後取り組みたい協働事業（表－18参照）

「自治会等の活動及び協働の実態調査」（平成21年協働推進課調べ）によると、自治会が今後取り組みたい協働事業として、「地域安全活動」が最も多く関心が高いという結果となっています。



(4) 地域で取り組んでいる防犯活動（表－19参照）

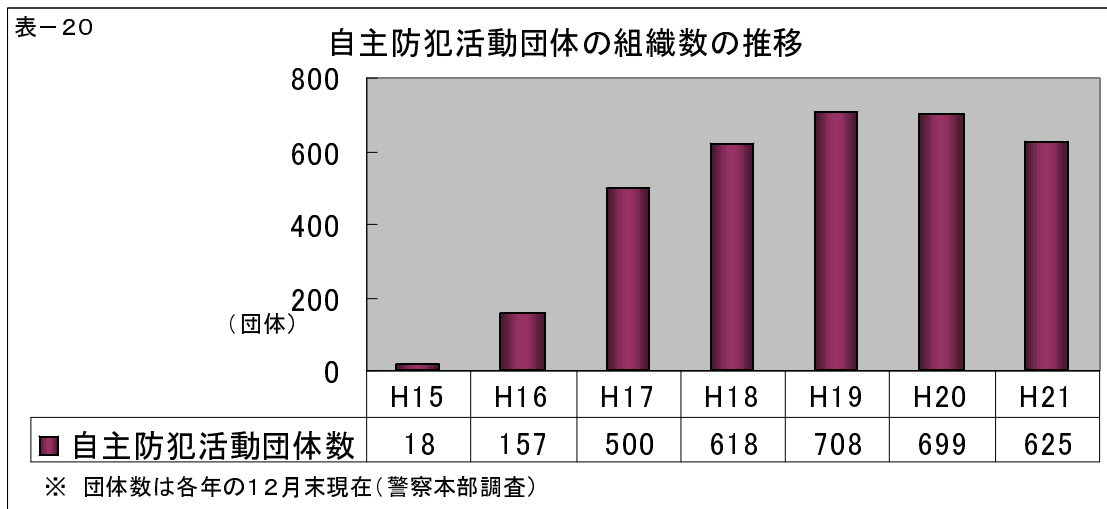
平成21年度の「県民アンケート調査」によると、県民が地域で取り組んでいる防犯活動としては、「何も取り組んでいない」（55.9%）が最も多く、以下、「地域における声かけ、あいさつ運動」（30.4%）、「通学路の見守りや学校周辺のパトロール活動」（11.4%）、「子ども110番の家」等の活動」（10.4%）、「自主的なパトロール活動」（5.7%）と続いています。



3 自主防犯活動団体

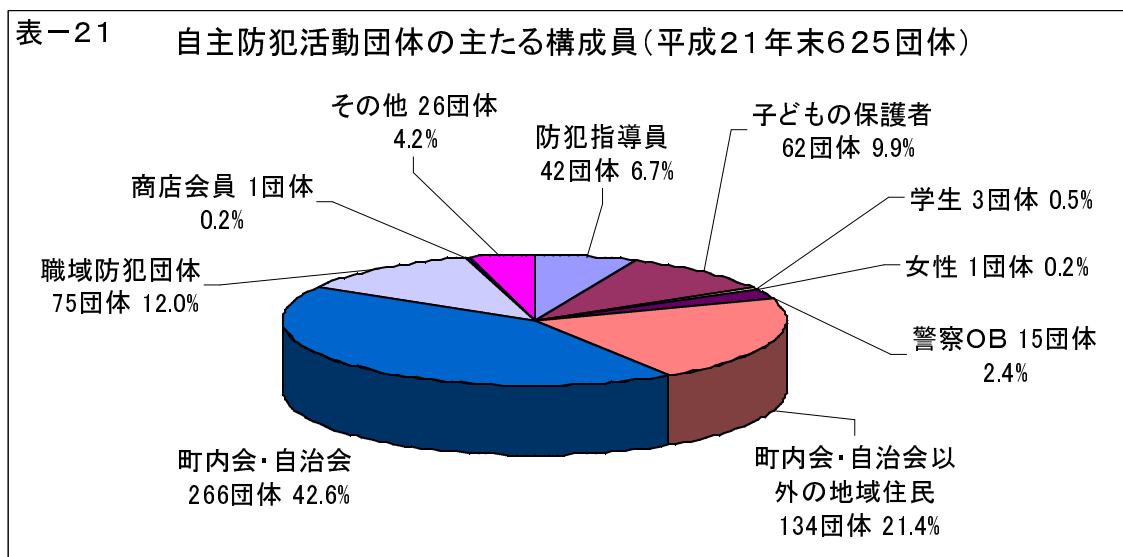
(1) 自主防犯活動団体の組織数の推移（表－20参照）

自主防犯活動団体は、平成17年以降大幅に増加し、平成21年末には625団体となっています。



(2) 自主防犯活動団体の主たる構成員（表－21参照）

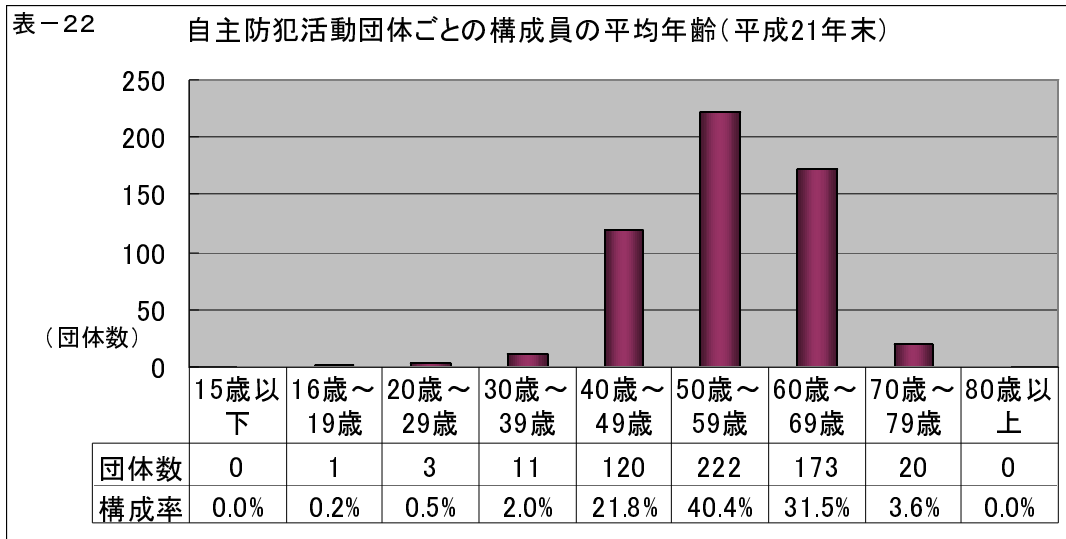
平成21年末625団体の主たる構成員別の団体数・率を示したもので、町内会・自治会が42.6%、町内会・自治会以外の他の地域住民が21.4%、子どもの保護者が9.9%と続いています。



(3) 自主防犯活動団体ごとの構成員の平均年齢（表－22参照）

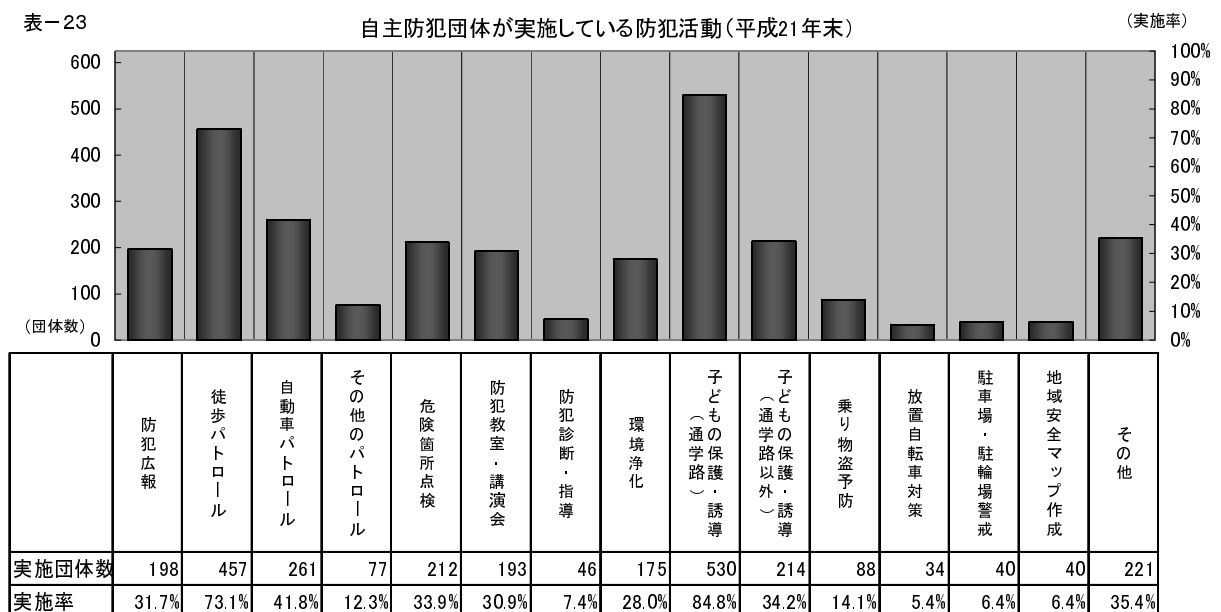
平成21年末625団体のうち、職域（事業所等）防犯団体を除いた550団体について、その団体ごとの平均年齢を示したものです。

50歳～59歳の団体が最も多く222団体（40.4%）、次いで60歳～69歳が173団体（31.5%）、そして、40歳～49歳が120団体（21.8%）で、50歳以上の団体が全体の75.5%を占めています。



(4) 自主防犯活動団体が実施している防犯活動（表－23参照）

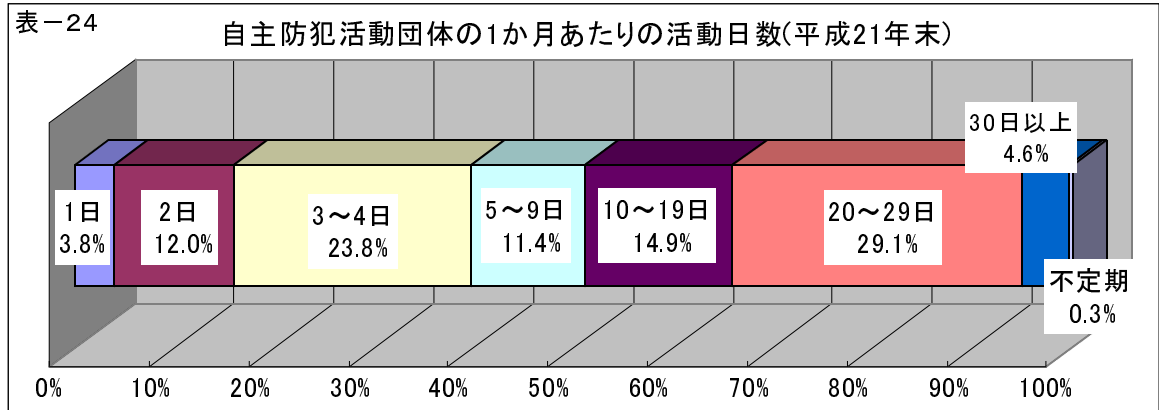
平成21年末625団体が実施している防犯活動（複数計上）を示したもので、「通学路での子どもの保護・誘導」が84.8%、「徒歩によるパトロール」が73.1%と続いています。



※ 各活動団体の活動を複数計上している(警察本部調査)

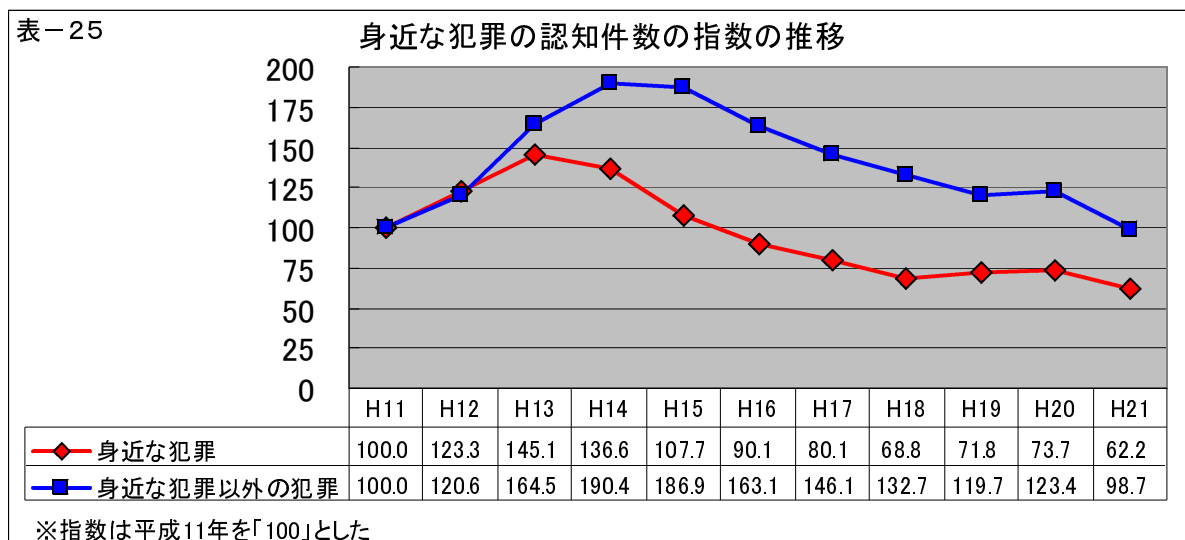
(5) 自主防犯活動団体の1か月あたり活動日数（表－24参照）

平成21年末625団体の1か月あたりの活動日数を示したもので、20日～29日が最も多く29.1%、次いで3～4日が23.8%、10～19日が14.9%と続いています。なお、平均は約9日です。



(6) 自主的な防犯対策によりほとんどの被害が防げる犯罪（身近な犯罪）の認知件数の指数の推移（表－25参照）

「身近な犯罪」と「身近な犯罪以外の犯罪」の認知件数について平成11年を「100」とした指数で示したもので、「身近な犯罪以外の犯罪」は過去最高を記録した平成14年まで増加し、平成21年にようやく平成11年の水準を下回ったのに対して、「身近な犯罪」は、平成14年から減少に転じ、平成21年には62.2まで減少しており、自主防犯活動の高まりによる効果もうかがえるところです。



第3 目標

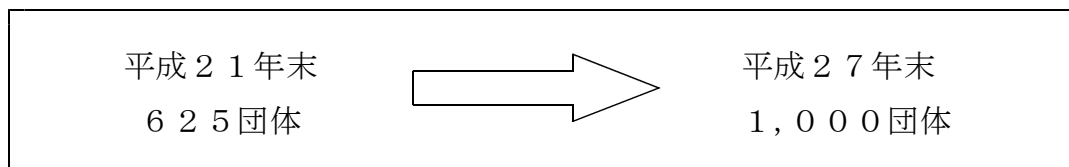
1 基本目標

県民等が安全で安心して暮らせる社会の実現を図るため、県、市町村、県民等が連携して総合的な防犯対策を実施します。

2 数値目標

推進計画の基本目標を達成するため、計画全体の重点的な数値目標を設定します。

◎ 自主防犯活動団体の組織数を平成27年末までに1,000団体にします。



第4 施策の柱・施策項目

1 推進体制の整備

安全で安心して暮らせるまちづくりのための施策を推進し、効果を上げるためには、市町村や自主防犯活動団体等の各活動主体が緊密に連携し協力することが必要であることから、県では、その体制の整備に努めます。

施策項目	施策の内容
① 市町村等と連携した体制整備	自主防犯活動を組織化・活性化し、地域の防犯対策を推進するためには市町村と各活動主体が連携し協力することが必要であることから、県と市町村との緊密な連携体制を整備し、市町村を通じて各活動主体への支援に努めます。

2 自主防犯意識の高揚

県民一人一人が、県民等による安全で安心して暮らせるまちづくりの重要性について理解を深め、関心を持つことで、自主防犯活動への積極的な参加、協力が得られ、活動が促進されることから、県はあらゆる機会を通じて、県民一人一人の「自らの安全は自らで守る」、「自分たちの地域は自分たちで守る」という自主防犯意識の高揚を図ります。

施策項目	施策の内容
② 県民の理解及び関心の増進	県民一人一人が、県民等による安全で安心して暮らせるまちづくりの重要性について理解を深め、関心を持つことで、自主防犯活動への積極的な参加、協力が得られ、活動が促進されることから、県があらゆる機会を通じて啓発等の必要な措置を行います。
③ 安全・安心なまちづくりの旬間の実施	県民等に対し、犯罪のない安全で安心して暮らせるまちづくりへの関心を深め、県民等が自主防犯活動に参加・協力する気運を高める一方策として、「安全・安心なまちづくりの旬間」を「全国地域安全運動（毎年10月11日～同月20日）」に合わせて実施し、「県民大会」等、自主防犯活動に関する啓発活動やキャンペーン等、その趣旨にふさわしい事業を行います。

④ 防犯対策のための商品等の情報提供	県は県民に対し、地域における犯罪の防止に役立つ防犯設備用品、防犯グッズ等の商品や、地域で実施されている防犯活動等の情報提供、地域における犯罪防止の相談に対する必要な助言、県民による自主的な防犯対策を促進するために必要な施策等を行います。
⑤ 犯罪情報、活動情報等の収集、整理及び提供	県は自主防犯活動の推進を図るため、自主防犯活動等に資する犯罪発生情報の分析、効果的な自主防犯活動の方法、防犯対策等の調査研究を推進し、積極的に県民等に提供します。

3 自主防犯活動の組織化

県は、それぞれの地域の実情に応じて、地域社会を構成する県民等が自主防犯活動に参加し、協力するよう促すための施策を推進します。

施 策 項 目	施 策 の 内 容
⑥ 防犯活動に関する人材の確保・養成等	自主防犯活動の組織化においては、その人材が必要となるため、活動に関する専門的な知識を有する警察OB、防犯設備士等の人材の確保を始め、活動の中核となるリーダーの養成や活動に参加する県民の防犯に関する知識を高め、防犯意識の高揚を図るため、必要な施策を行います。
④ 防犯対策のための商品等の情報提供（再掲）	県は県民に対し、地域における犯罪の防止に役立つ防犯設備用品、防犯グッズ等の商品や、地域で実施されている防犯活動等の情報提供、地域における犯罪防止の相談に対する必要な助言、県民による自主的な防犯対策を促進するために必要な施策等を行います。
⑤ 犯罪情報、活動情報等の収集、整理及び提供（再掲）	県は自主防犯活動の推進を図るため、自主防犯活動等に資する犯罪発生情報の分析、効果的な自主防犯活動の方法、防犯対策等の調査研究を推進し、積極的に県民等に提供します。

4 自主防犯活動の活性化

県民が相互に交流を促進して、絆を深め、コミュニティ力を高め、活力ある地域社会を実現することを目指します。

施策項目	施策の内容
⑦ 自主防犯活動団体等の活動に対する支援	県民等による自主防犯活動を活性化するため、活動主体である自治会や地域における住民団体等の自主防犯活動の実態把握を行うとともに、各活動主体が参加する連絡会等の開催、防犯に関する情報提供、先駆的な事例の紹介、講演会等への講師派遣など、必要な施策を行います。
⑧ 児童の安全の確保	児童については、犯罪の被害に遭うおそれが高く、特に保護すべき必要があるため、学校等における児童の犯罪被害の発生及び拡大の防止し、その安全を確保するため、教職員及び児童の保護者との連携協力体制の整備、学校等における児童の安全の確保に関する助言、指導等を行う人員の配置その他の体制の整備、児童の保護者に対する情報の提供等の必要な施策を行います。
⑨ 女性の安全の確保	犯罪弱者である女性に対して、女性自身の防犯意識の向上を図るとともに、各種相談や的確なアドバイス等を行い、女性の安全を確保します。
⑩ 高齢者、障害者等の安全の確保	犯罪弱者である高齢者や障害者等に対して、防犯意識の高揚を図るとともに、安全を確保し、犯罪の被害に遭わないよう、支援します。
⑪ 犯罪を防ぐための環境の整備	犯罪が発生しにくい環境をつくるため、地域の環境美化や夜間の照明の確保等、防犯に配慮したまちづくりを推進します。
④ 防犯対策のための商品等の情報提供（再掲）	県は県民に対し、地域における犯罪の防止に役立つ防犯設備用品、防犯グッズ等の商品や、地域で実施されている防犯活動等の情報提供、地域における犯罪防止の相談に対する必要な助言、県民による自主的な防犯対策を促進するために必要な施策等を行います。

⑤ 犯罪情報、活動情報等の収集、整理及び提供 (再掲)	県は自主防犯活動の推進を図るため、自主防犯活動等に資する犯罪発生情報の分析、効果的な自主防犯活動の方法、防犯対策等の調査研究を推進し、積極的に県民等に提供します。
--------------------------------	---

5 様々な分野の取組との連携

施策項目	施策の内容
⑫ 自主防災との連携	<p>地域における自主防犯活動は、自主防災活動と連携して一体的に推進することが効果的です。</p> <p>自主防犯・防災活動を一体的に支援する安全・安心まちづくり推進課を設置し、活動を推進しています。</p>
⑬ 観光旅行者の安全の確保	<p>県内の犯罪情勢に疎く、犯罪の被害に遭うおそれのある観光旅行者の安全を確保するため、犯罪発生情報や防犯対策に関する情報を提供する等、観光旅行者が安全で安心して滞在することが出来るよう対策を推進します。</p>
⑭ 文化財の防犯措置	<p>県民の財産である文化財を犯罪から守るため、県、文化財の管理者、地域住民等が一体となった防犯活動を推進します。</p> <p>県は文化財の管理者等の文化財の防犯措置に対する支援を推進します。</p>
⑮ 県民の生活関連施設における犯罪の防止	<p>県民が日常生活で利用する施設の管理者等は、その管理する施設における防犯機器の設置や防犯訓練等、犯罪の防止に関して必要な対策を推進します。</p> <p>県は、県民が日常生活で利用する施設を管理する事業者等が行う犯罪の防止に関する必要な施策に対して、防犯機器に関する情報の提供、防犯訓練への講師派遣等必要な支援を行います。</p>

第5 施策項目ごとの事業概要

1 推進体制の整備

(1) 市町村等と連携した体制整備

① 安全・安心まちづくり推進課の設置〈安全・安心まちづくり推進課〉

平成19年11月、知事部局に自主防犯・防災活動の取り組みを一体的に推進することを目的に安全・安心まちづくり推進課を設置し、市町村、県民等との連携を強化し、自主防犯・防災活動の組織化・活性化を推進する体制を整備しました。

② 安全やまとまちづくり県民会議の運営〈安全・安心まちづくり推進課〉

県民が一体となった「県民運動」として、住民、企業、各種団体、警察、行政などの関係者が連携・協力して、「安全で安心なまちづくり」に取り組むための推進母体である「安全やまとまちづくり県民会議」を運営し、犯罪の発生しにくい、犯罪の被害に遭いにくい「安全で安心なまちづくり」を推進します。

③ 安全やまとまちづくり推進本部の運営〈安全・安心まちづくり推進課〉

安全で安心して暮らせる奈良県づくりに関する施策を円滑に推進するため、県、県教育委員会、県警察本部等による「安全やまとまちづくり推進本部」を運営します。

④ 自主防災・防犯活動推進協議会の開催〈安全・安心まちづくり推進課〉

安全・安心まちづくりアドバイザーと、自主防災・防犯の有識者、県、市町村、消防、警察及び学校などの支援者からなる奈良県自主防災・防犯活動推進協議会を設置し、自主防災・防犯活動の組織化や活性化を推進します。

⑤ 市町村ヒアリングの実施〈安全・安心まちづくり推進課〉

県と市町村の緊密な連携を図るため、市町村に出向いて担当者と面談し、域内の自主防犯活動の実態や組織化・活性化等に向けた意見交換等を行います。

⑥ 県、市町村、警察との連絡会の開催〈安全・安心まちづくり推進課〉

県、市町村、警察が相互に緊密な連携を図るため、担当者が一堂に会し、県下の自主防犯活動の実態や組織化・活性化等に向けた意見交換、防犯活動や防犯対策等についての情報の共有等を行います。

⑦ 自主防犯活動の実態把握〈安全・安心まちづくり推進課〉

地域の自主防犯活動の実態を把握・分析し、組織化・活性化のためのニーズを把握し、県、市町村、警察において情報共有を図るとともに、一体となった支援を推進します。

⑧ 犯罪発生情報等の伝達ネットワークの構築〈安全・安心まちづくり推進課〉

警察からの犯罪情報等をベースに、分析を加え、市町村を通じてタイムリーかつ効果的に自主防犯活動に資する情報提供を行う体制を構築します。

⑨ 地域安全推進委員及び地域安全連絡所の活動の推進〈警察本部〉

防犯活動を目的として各警察署単位に設置された地区防犯協議会の下部組織である「地域安全推進委員」及び「地域安全連絡所」の活動を推進し、地域住民による自主防犯体制を確立し、犯罪や事故等のない明るく住みやすい地域社会の実現を図るため、地域における防犯思想の普及と高揚を図るとともに、地域住民に身近な犯罪や事故等の未然防止を図ります。

2 自主防犯意識の高揚

(1) 県民の理解及び関心の増進

① 全国地域安全運動奈良県民大会の開催〈安全・安心まちづくり推進課〉

全国地域安全運動の一環として、県民、自主防犯活動団体、自治会等に広く参加を呼びかけ、「全国地域安全運動奈良県民大会」を開催し、県民等の防犯意識の高揚と、自主防犯活動の組織化・活性化を図ります。

② 自主防犯・防災に関する講演会の開催〈安全・安心まちづくり推進課〉

県内の地域特性を踏まえた「自主防犯・防災に関する講演会」を北和・中和・南和の地域で開催し、地域住民の防犯（防災）意識の高揚と自主防犯（防災）活動の組織化・活性化を図ります。

③ 県政出前トークの実施〈安全・安心まちづくり推進課〉

自治会等の各種会合において、個人や家庭での防犯対策や地域での自主防犯活動の組織化・活性化に関する講演等を行うことにより、「自らの安全は自ら守る」、「地域の安全は地域で守る」という防犯意識の高揚と自主防犯活動の組織化・活性化を図ります。

④ 青色防犯パトロールの実施〈安全・安心まちづくり推進課〉

県自らが青色防犯パトロールを率先して実施することにより、市町村や地域における防犯意識の高揚や自主防犯活動の活性化を促します。

⑤ 自主防犯（防災）テキスト等の作成・配布〈安全・安心まちづくり推進課〉

個人や家庭での防犯（防災）対策、地域での自主防犯（防災）活動の必要性、重要性や活動のための参考情報等をまとめたテキストやパンフレットを作成・配布して、県民の防犯（防災）意識の高揚と自主防犯（防災）活動の組織化・活性化を図ります。

⑥ ホームページによる情報提供〈安全・安心まちづくり推進課〉

安全・安心まちづくり推進課のホームページに個人や家庭での防犯（防災）対策、地域での自主防犯（防災）活動の必要性・重要性や活動のための参考情報等を掲載し、県民の防犯（防災）意識の高揚と自主防犯（防災）活動の組織化・活性化を図ります。

⑦ Web 情報紙の発行及びメールマガジンの配信〈安全・安心まちづくり推進課〉

自主防犯（防災）活動の参考となる情報を掲載した Web 情報紙「安全・安心通信」を、隔月発行すると同時に、そのダイジェスト版をメールマガジンとして登録者に配信し、県民の防犯（防災）意識の高揚と自主防犯（防災）活動の組織化・活性化を図ります。

⑧ ホームページによる情報提供〈警察本部〉

警察本部のホームページに、県民生活や自主防犯活動の参考となる犯罪の発生状況や防犯対策等の情報を掲載し、県民の防犯意識の高揚と自主防犯活動の組織化・活性化を図ります。

⑨ 防犯啓発DVD等の貸し出し等による情報提供〈警察本部〉

日常生活の中で発生している身近な犯罪の現状やその手口、日頃から心がけるべきことや自らできる防犯対策についてまとめたDVD等を自主防犯活動団体や自治会等に貸し出すほか、警察本部1階ふれあいコーナーに防犯設備を展示し、県民等の防犯意識の高揚を図ります。

⑩ 防犯教室の開催〈警察本部〉

地域の学校、事業所、自治会、自主防犯活動団体等に対して、地域の犯罪発生状況、必要な防犯対策等に関する説明や侵入した不審者に対する対応の訓練等を行い、防犯意識の高揚と自主防犯活動の組織化・活性化を図ります。

⑪ 防犯功労者等に対する表彰の実施〈警察本部〉

長年にわたり積極的な活動の功労及び功績のあった個人や団体を表彰し、県民等の自主防犯意識の高揚を図り、活動への参加や活動の活性化を促します。

(2) 安全・安心なまちづくりの旬間の実施

① 全国地域安全運動奈良県民大会の開催（再掲）〈安全・安心まちづくり推進課〉

毎年10月、全国一斉に実施される「全国地域安全運動」に合わせて、安全・安心なまちづくりの旬間を設定し、県民、自主防犯活動団体、自治会等に広く参加を呼びかけ、「全国地域安全運動奈良県民大会」を開催し、県民等の防犯意識の高揚と自主防犯活動の組織化・活性化を図ります。

② 全国地域安全運動の実施〈警察本部〉

警察庁の提唱により、毎年10月、全国一斉に実施される「全国地域安全運動」の期間において、自主防犯活動団体等を中心とした交流会や研修会、自主防犯意識の高揚を図るための街頭における広報啓発活動や地域での防犯教室等を開催します。

(3) 防犯対策のための商品等の情報提供

① 防犯対策のための商品等の情報提供〈安全・安心まちづくり推進課〉

犯罪の防止に資する商品情報、地域で実施されている防犯対策の情報等を提供するとともに、犯罪の防止に関する相談等に対する必要な助言を行い、県民の防犯意識の高揚と自主防犯活動の組織化・活性化を図ります。

② 安全・安心まちづくりチャレンジ事業〈安全・安心まちづくり推進課〉

安全・安心まちづくりアドバイザー、有識者、県、市町村、警察、消防等が参画して、安全・安心まちづくりアドバイザーが地域で行っている自主防犯（防災）活動を先進的活動事例集としてとりまとめ、広く普及することにより、自主防犯（防災）活動の組織化・活性化を推進します。

③ 全国地域安全運動奈良県民大会の開催（再掲）〈安全・安心まちづくり推進課〉

全国地域安全運動の一環として、県民、自主防犯活動団体、自治会等に広く参加を呼びかけ、「全国地域安全運動奈良県民大会」を開催し、県民等の防犯意識の高揚と、自主防犯活動の組織化・活性化を図ります。

④ 自主防犯・防災に関する講演会の開催（再掲）〈安全・安心まちづくり推進課〉

県内の地域特性を踏まえた「自主防犯・防災に関する講演会」を北和・中和・南和の地域で開催し、地域住民の防犯（防災）意識の高揚と自主防犯（防災）活動の組織化・活性化を図ります。

⑤ 県政出前トークの実施（再掲）〈安全・安心まちづくり推進課〉

自治会等の各種会合において、個人や家庭での防犯対策や地域での自主防犯活動の組織化・活性化に関する講演等を行うことにより、「自らの安全は自ら守る」、「地域の安全は地域で守る」という防犯意識の高揚と自主防犯活動の組織化・活性化を図ります。

⑥ 自主防犯（防災）テキスト等の作成・配布（再掲）〈安全・安心まちづくり推進課〉

個人や家庭での防犯（防災）対策、地域での自主防犯（防災）活動の必要性、重要性や活動のための参考情報等をまとめたテキストやパンフレットを作成・配布して、県民の防犯（防災）意識の高揚と自主防犯（防災）活動の組織化・活性化を図ります。

⑦ ホームページによる情報提供（再掲）〈安全・安心まちづくり推進課〉

安全・安心まちづくり推進課のホームページに個人や家庭での防犯（防災）対策、地域での自主防犯（防災）活動の必要性・重要性や活動のための参考情報等を掲載し、県民の防犯（防災）意識の高揚と自主防犯（防災）活動の組織化・活性化を図ります。

⑧ Web 情報紙の発行及びメールマガジンの配信（再掲）〈安全・安心まちづくり推進課〉

自主防犯（防災）活動の参考となる情報を掲載した Web 情報紙「安全・安心通信」を、隔月発行すると同時に、そのダイジェスト版をメールマガジンとして登録者に配信し、県民の防犯（防災）意識の高揚と自主防犯（防災）活動の組織化・活性化を図ります。

⑨ 「ナポ君相談コーナー」の設置〈警察本部〉

警察本部や各警察署に「ナポくん相談コーナー」を設置して、専門の相談員が、犯罪等による被害の未然防止や安全に関する相談に応じ、問題の解決やアドバイスをを行います。

⑩ 奈良県悪質商法 1 1 0 番〈警察本部〉

悪質商法に関する「困りごと・悩みごと」等について、電話による相談制度を設け、適切な助言・指導によって県民の悩みを解消するとともに、迅速的確な取締りを行い、消費者被害の未然防止、拡大防止を図ります。

⑪ ヤング・いじめ 1 1 0 番〈警察本部〉

少年サポートセンター（警察本部内）、中南和少年サポートセンター（橿原市）において非行、いじめ、家庭・学校・交友等の問題について、少年自身や保護者からの相談を受け、問題の解決やアドバイスを行います。

⑫ 女性のための安全相談所〈警察本部〉

女性警察官が配置されている主要駅前交番等で、女性警察官又は女性相談員が女性からの相談を受ける「女性のための安全相談所」を開設しています。

⑬ 性犯罪被害相談 1 1 0 番〈警察本部〉

性犯罪で悩む女性のために、原則として女性警察官が相談に応じる「性犯罪被害相談 1 1 0 番」を開設しています。

⑭ 防犯啓発DVD等の貸し出し等による情報提供（再掲）〈警察本部〉

日常生活の中で発生している身近な犯罪の現状やその手口、日頃から心がけるべきことや自らできる防犯対策についてまとめたDVD等を自主防犯活動団体や自治会等に貸し出すほか、警察本部 1 階ふれあいコーナーに防犯設備を展示し、県民等の防犯意識の高揚を図ります。

⑮ 消費生活相談事業〈消費・生活安全課〉

消費者からの食品その他の商品又はその取引に関する相談・苦情について適正かつ迅速に処理するとともに、全国消費生活情報ネットワークシステム等を活用して、国、都道府県、市町村からの情報収集・提供を行うことにより被害の未然防止に役立て、安全・安心な県民生活を確保します。

(4) 犯罪情報、活動情報等の収集、整理及び提供

① 安全・安心まちづくりチャレンジ事業（再掲）〈安全・安心まちづくり推進課〉

安全・安心まちづくりアドバイザー、有識者、県、市町村、警察、消防等が参画して、安全・安心まちづくりアドバイザーが地域で行っている自主防犯（防災）活動を先進的活動事例集としてとりまとめ、広く普及することにより、自主防犯（防災）活動の組織化・活性化を推進します。

② 犯罪発生情報等の伝達ネットワークの構築（再掲）〈安全・安心まちづくり推進課〉

警察からの犯罪情報等をベースに分析を加え、市町村を通じてタイムリーかつ効果的に自主防犯活動に資する情報提供を行う体制を構築し、防犯意識の高揚と、自主防犯活動の組織化・活性化を図ります。

③ 自主防犯活動の実態把握（再掲）〈安全・安心まちづくり推進課〉

地域の自主防犯活動の実態を把握・分析し、組織化・活性化のためのニーズを把握し、県、市町村、警察において情報共有を図るとともに、一体となった支援を推進します。

④ 自主防犯（防災）テキスト等の作成・配布（再掲）〈安全・安心まちづくり推進課〉

個人や家庭での防犯（防災）対策、地域での自主防犯（防災）活動の必要性、重要性や活動のための参考情報等をまとめたテキストやパンフレットを作成・配布して、県民の防犯（防災）意識の高揚と自主防犯（防災）活動の組織化・活性化を図ります。

⑤ ホームページによる情報提供（再掲）〈安全・安心まちづくり推進課〉

安全・安心まちづくり推進課のホームページに個人や家庭での防犯（防災）対策、地域での自主防犯（防災）活動の必要性・重要性や活動のための参考情報等を掲載し、県民の防犯（防災）意識の高揚と自主防犯（防災）活動の組織化・活性化を図ります。

⑥ Web 情報紙の発行及びメールマガジンの配信（再掲）〈安全・安心まちづくり推進課〉

自主防犯（防災）活動の参考となる情報を掲載した Web 情報紙「安全・安心通信」を、隔月発行すると同時に、そのダイジェスト版をメールマガジンとして登録者に配信し、県民の防犯（防災）意識の高揚と自主防犯（防災）活動の組織化・活性化を図ります。

⑦ 犯罪被害等の防止対策〈警察本部〉

犯罪発生状況をもとに罪種別の犯罪発生原因等を分析して、警察における予防対策を実施するとともに、犯罪発生情報、被害防止に関する情報、自主防犯活動に資する情報など、タイムリーな情報を発信し、自主防犯活動団体や県民等の犯罪続発防止や被害防止対策を促します。

⑧ 「ナポ君メール」の配信〈警察本部〉

家庭、地域、学校での子どもの見守りや防犯対策、防犯パトロール等に役立つ情報として、最新の犯罪発生情報・不審者情報・その他検挙情報等を登録者の携帯電話やパソコンにメールで配信し、自主防犯意識の高揚と自主防犯活動の活性化を図ります。

⑨ 「やまとの安全」の配信〈警察本部〉

自主防犯活動に役立つ犯罪発生情報や防犯対策情報を掲載した情報紙「やまとの安全」を作成し、関係機関や自主防犯活動団体等の登録者のパソコンにメール配信することにより、自主防犯意識の高揚と自主防犯活動の活性化を図ります。

⑩ 警察本部のホームページでの「犯罪発生マップ」の掲載〈警察本部〉

最近3か月に発生した「ひったくり」「車上ねらい」「空き巣」などの身近な犯罪別に、目に見える形で地図に表した「犯罪発生マップ」を作成し、警察本部のホームページに掲載して、家庭での防犯対策や地域での防犯パトロールなどで活用するための情報を提供し、自主防犯意識の高揚と自主防犯活動の組織化・活性化を図ります。

⑪ 警察本部のホームページでの「不審者情報マップ」の掲載〈警察本部〉

警察署が把握した子どもや女性に対する声かけ事案等を「子どもや女性に不安を与える事案」として集計し、家庭、学校、地域での子どもの指導や見守り活動、防犯パトロール等での活用及び女性に対する注意喚起のため、その発生地点を地図化してホームページに掲載し、自主防犯意識の高揚と自主防犯活動の組織化・活性化を図ります。

3 自主防犯活動の組織化

(1) 防犯活動に関する人材の確保、養成等

① 自主防犯・防災リーダー研修事業〈安全・安心まちづくり推進課〉

地域の自主防犯（防災）活動のリーダーや組織化・活性化を支援する市町村の職員等を対象とした「自主防犯・防災リーダー研修」を開催し、地域のリーダーを養成することにより、自主防犯（防災）活動の組織化・活性化を図ります。

② 安全・安心まちづくりアドバイザー派遣事業〈安全・安心まちづくり推進課〉

地域で先進的に自主防犯（防災）活動を行っているリーダー等を「安全・安心まちづくりアドバイザー」に委嘱し、市町村や自治会等からの要請に基づいて、自主防犯（防災）団体等へ派遣し、自己の経験に基づいたアドバイスを行うことにより、自主防犯（防災）団体の組織化・活性化を図ります。

③ 防犯ボランティアの人材確保〈安全・安心まちづくり推進課〉

防犯ボランティアの若者等現役世代の参加促進を図るため、県内に所在する大学や事業所等に積極的な協力を働きかけます。

④ 県政出前トークの実施（再掲）〈安全・安心まちづくり推進課〉

自治会等の各種会合において、個人や家庭での防犯対策や地域での自主防犯活動の組織化・活性化に関する講演等を行うことにより、「自らの安全は自ら守る」、「地域の安全は地域で守る」という防犯意識の高揚と自主防犯活動の組織化・活性化を図り、活動の中核となる人材の養成を推進します。

⑤ 防犯アドバイザーの配置〈警察本部〉

防犯業務に精通した警察OBを防犯アドバイザーとして警察署に配置し、住民の防犯対策や自主防犯活動の指導・助言等を行い、自主防犯意識の高揚と自主防犯活動の組織化・活性化を図ります。

⑥ スクールサポーターの配置〈警察本部〉

警察署と学校・地域のパイプ役として、少年非行や児童等の安全確保の業務に精通した警察OBをスクールサポーターとして警察署に配置し、少年の非行防止や児童等の安全確保対策を推進します。

⑦ 防犯教室の開催（再掲）〈警察本部〉

地域の学校、事業所、自治会、自主防犯活動団体等に対して、地域の犯罪発生状況、必要な防犯対策等に関する説明や侵入した不審者に対する対応の訓練等を行い、防犯意識の高揚と自主防犯活動の中核となる人材の養成を図ります。

(2) 防犯対策のための商品等の情報提供（再掲）

① 防犯対策のための商品等の情報提供（再掲）〈安全・安心まちづくり推進課〉

犯罪の防止に資する商品情報、地域で実施されている防犯対策の情報等を提供するとともに、犯罪の防止に関する相談等に対する必要な助言を行い、県民の防犯意識の高揚と自主防犯活動の組織化・活性化を図ります。

② 安全・安心まちづくりチャレンジ事業（再掲）〈安全・安心まちづくり推進課〉

安全・安心まちづくりアドバイザー、有識者、県、市町村、警察、消防等が参画して、安全・安心まちづくりアドバイザーが地域で行っている自主防犯（防災）活動を先進的活動事例集としてとりまとめ、広く普及することにより、自主防犯（防災）活動の組織化・活性化を推進します。

③ 全国地域安全運動奈良県民大会の開催（再掲）〈安全・安心まちづくり推進課〉

全国地域安全運動の一環として、県民、自主防犯活動団体、自治会等に広く参加を呼びかけ、「全国地域安全運動奈良県民大会」を開催し、県民等の防犯意識の高揚と、自主防犯活動の組織化・活性化を図ります。

④ 自主防犯・防災に関する講演会の開催（再掲）〈安全・安心まちづくり推進課〉

県内の地域特性を踏まえた「自主防犯・防災に関する講演会」を北和・中和・南和の地域で開催し、地域住民の防犯（防災）意識の高揚と自主防犯（防災）活動の組織化・活性化を図ります。

⑤ 県政出前トークの実施（再掲）〈安全・安心まちづくり推進課〉

自治会等の各種会合において、個人や家庭での防犯対策や地域での自主防犯活動の組織化・活性化に関する講演等を行うことにより、「自らの安全は自ら守る」、「地域の安全は地域で守る」という防犯意識の高揚と自主防犯活動の組織化・活性化を図ります。

⑥ 自主防犯（防災）テキスト等の作成・配布（再掲）〈安全・安心まちづくり推進課〉

個人や家庭での防犯（防災）対策、地域での自主防犯（防災）活動の必要性、重要性や活動のための参考情報等をまとめたテキストやパンフレットを作成・配布して、県民の防犯（防災）意識の高揚と自主防犯（防災）活動の組織化・活性化を図ります。

⑦ ホームページによる情報提供（再掲）〈安全・安心まちづくり推進課〉

安全・安心まちづくり推進課のホームページに個人や家庭での防犯（防災）対策、地域での自主防犯（防災）活動の必要性・重要性や活動のための参考情報等を掲載し、県民の防犯（防災）意識の高揚と自主防犯（防災）活動の組織化・活性化を図ります。

⑧ Web 情報紙の発行及びメールマガジンの配信（再掲）〈安全・安心まちづくり推進課〉

自主防犯（防災）活動の参考となる情報を掲載した Web 情報紙「安全・安心通信」を、隔月発行すると同時に、そのダイジェスト版をメールマガジンとして登録者に配信し、県民の防犯（防災）意識の高揚と自主防犯（防災）活動の組織化・活性化を図ります。

⑨ 「ナポ君相談コーナー」の設置（再掲）〈警察本部〉

警察本部や各警察署に「ナポくん相談コーナー」を設置して、専門の相談員が、犯罪等による被害の未然防止や安全に関する相談に応じ、問題の解決やアドバイスをを行います。

⑩ 奈良県悪質商法 1 1 0 番（再掲）〈警察本部〉

悪質商法に関する「困りごと・悩みごと」等について、電話による相談制度を設け、適切な助言・指導によって県民の悩みを解消するとともに、迅速的確な取締りを行い、消費者被害の未然防止、拡大防止を図ります。

⑪ ヤング・いじめ 1 1 0 番（再掲）〈警察本部〉

少年サポートセンター（警察本部内）、中南和少年サポートセンター（橿原市）において非行、いじめ、家庭・学校・交友等の問題について、少年自身や保護者からの相談を受け、問題の解決やアドバイスを行います。

⑫ 女性のための安全相談所（再掲）〈警察本部〉

女性警察官が配置されている主要駅前交番等で、女性警察官又は女性相談員が女性からの相談を受ける「女性のための安全相談所」を開設しています。

⑬ 性犯罪被害相談 1 1 0 番（再掲）〈警察本部〉

性犯罪で悩む女性のために、原則として女性警察官が相談に応じる「性犯罪被害相談 1 1 0 番」を開設しています。

⑭ 防犯啓発DVD等の貸し出し等による情報提供（再掲）〈警察本部〉

日常生活の中で発生している身近な犯罪の現状やその手口、日頃から心がけるべきことや自らできる防犯対策についてまとめたDVD等を自主防犯活動団体や自治会等に貸し出すほか、警察本部 1 階ふれあいコーナーに防犯設備を展示し、県民等の防犯意識の高揚を図ります。

⑮ 消費生活相談事業（再掲）〈消費・生活安全課〉

消費者からの食品その他の商品又はその取引に関する相談・苦情について適正かつ迅速に処理するとともに、全国消費生活情報ネットワークシステム等を活用して、国、都道府県、市町村からの情報収集・提供を行うことにより被害の未然防止に役立て、安全・安心な県民生活を確保します。

(3) 犯罪情報、活動情報等の収集、整理及び提供（再掲）

① 犯罪発生情報等の伝達ネットワークの構築（再掲）〈安全・安心まちづくり推進課〉

警察からの犯罪情報等をベースに分析を加え、市町村を通じてタイムリーかつ効果的に自主防犯活動に資する情報提供を行う体制を構築し、防犯意識の高揚と、自主防犯活動の組織化・活性化を図ります。

② 安全・安心まちづくりチャレンジ事業（再掲）〈安全・安心まちづくり推進課〉

安全・安心まちづくりアドバイザー、有識者、県、市町村、警察、消防等が参画して、安全・安心まちづくりアドバイザーが地域で行っている自主防犯（防災）活動を先進的活動事例集としてとりまとめ、広く普及することにより、自主防犯（防災）活動の組織化・活性化を推進します。

③ 自主防犯活動の実態把握（再掲）〈安全・安心まちづくり推進課〉

地域の自主防犯活動の実態を把握・分析し、組織化・活性化のためのニーズを把握し、県、市町村、警察において情報共有を図るとともに、一体となった支援を推進します。

④ 自主防犯（防災）テキスト等の作成・配布（再掲）〈安全・安心まちづくり推進課〉

個人や家庭での防犯（防災）対策、地域での自主防犯（防災）活動の必要性、重要性や活動のための参考情報等をまとめたテキストやパンフレットを作成・配布して、県民の防犯（防災）意識の高揚と自主防犯（防災）活動の組織化・活性化を図ります。

⑤ ホームページによる情報提供（再掲）〈安全・安心まちづくり推進課〉

安全・安心まちづくり推進課のホームページに個人や家庭での防犯（防災）対策、地域での自主防犯（防災）活動の必要性・重要性や活動のための参考情報等を掲載し、県民の防犯（防災）意識の高揚と自主防犯（防災）活動の組織化・活性化を図ります。

⑥ Web 情報紙の発行及びメールマガジンの配信（再掲）〈安全・安心まちづくり推進課〉

自主防犯（防災）活動の参考となる情報を掲載した Web 情報紙「安全・安心通信」を、隔月発行すると同時に、そのダイジェスト版をメールマガジンとして登録者に配信し、県民の防犯（防災）意識の高揚と自主防犯（防災）活動の組織化・活性化を図ります。

⑦ 犯罪被害等の防止対策（再掲）〈警察本部〉

犯罪発生状況をもとに罪種別の犯罪発生原因等を分析して、警察における予防対策を実施するとともに、犯罪発生情報、被害防止に関する情報、自主防犯活動に資する情報など、タイムリーな情報を発信し、自主防犯活動団体や県民等の犯罪続発防止や被害防止対策を促します。

⑧ 「ナポ君メール」の配信（再掲）〈警察本部〉

家庭、地域、学校での子どもの見守りや防犯対策、防犯パトロール等に役立つ情報として、最新の犯罪発生情報・不審者情報・その他検挙情報等を登録者の携帯電話やパソコンにメールで配信し、自主防犯意識の高揚と自主防犯活動の活性化を図ります。

⑨ 「やまとの安全」の配信（再掲）〈警察本部〉

自主防犯活動に役立つ犯罪発生情報や防犯対策情報を掲載した情報紙「やまとの安全」を作成し、関係機関や自主防犯活動団体等の登録者のパソコンにメール配信することにより、自主防犯意識の高揚と自主防犯活動の活性化を図ります。

⑩ 警察本部のホームページでの「犯罪発生マップ」の掲載（再掲）〈警察本部〉

最近3か月に発生した「ひったくり」「車上ねらい」「空き巣」などの身近な犯罪別に、目に見える形で地図に表した「犯罪発生マップ」を作成し、警察本部のホームページに掲載して、家庭での防犯対策や地域での防犯パトロールなどで活用するための情報を提供し、自主防犯意識の高揚と自主防犯活動の組織化・活性化を図ります。

⑪ 警察本部のホームページでの「不審者情報マップ」の掲載（再掲）〈警察本部〉

警察署が把握した子どもや女性に対する声かけ事案等を「子どもや女性に不安を与える事案」として集計し、家庭、学校、地域での子どもの指導や見守り活動、防犯パトロール等での活用及び女性に対する注意喚起のため、その発生地点を地図化してホームページに掲載し、自主防犯意識の高揚と自主防犯活動の組織化・活性化を図ります。

4 自主防犯活動の活性化

(1) 自主防犯活動団体等の活動に対する支援

① 自主防犯活動団体等に対する支援〈安全・安心まちづくり推進課〉

自主防犯活動団体との連携協力体制の構築、活動の拠点となる施設の整備、情報の提供及び技術的な助言等必要な支援を行います。

② 安全・安心まちづくりアドバイザー派遣事業（再掲）〈安全・安心まちづくり推進課〉

地域で先進的に自主防犯（防災）活動を行っているリーダー等を「安全・安心まちづくりアドバイザー」に委嘱し、市町村や自治会等からの要請に基づいて、自主防犯（防災）団体等へ派遣し、自己の経験に基づいたアドバイスを行うことにより、自主防犯（防災）団体の組織化・活性化を図ります。

③ 安全・安心まちづくりチャレンジ事業（再掲）〈安全・安心まちづくり推進課〉

安全・安心まちづくりアドバイザー、有識者、県、市町村、警察、消防等が参画して、安全・安心まちづくりアドバイザーが地域で行っている自主防犯（防災）活動を先進的活動事例集としてとりまとめ、広く普及することにより、自主防犯（防災）活動の支援・組織化・活性化を推進します。

④ 自主防犯・防災リーダー研修事業（再掲）〈安全・安心まちづくり推進課〉

地域の自主防犯（防災）活動のリーダーや組織化・活性化を支援する市町村の職員等を対象とした「自主防犯・防災リーダー研修」を開催し、地域のリーダーを養成することにより、自主防犯（防災）活動の組織化・活性化を図ります。

⑤ 自主防犯・防災に関する講演会の開催（再掲）〈安全・安心まちづくり推進課〉

県内の地域特性を踏まえた「自主防犯・防災に関する講演会」を北和・中和・南和の地域で開催し、地域住民の防犯（防災）意識の高揚と自主防犯（防災）活動の組織化・活性化を図ります。

⑥ 県政出前トークの実施（再掲）〈安全・安心まちづくり推進課〉

自治会等の各種会合において、個人や家庭での防犯対策や地域での自主防犯活動の組織化・活性化に関する講演等を行うことにより、「自らの安全は自ら守る」、「地域の安全は地域で守る」という防犯意識の高揚と自主防犯活動の組織化・活性化を図ります。

⑦ 犯罪発生情報等の伝達ネットワークの構築（再掲）〈安全・安心まちづくり推進課〉

警察からの犯罪情報等をベースに分析を加え、市町村を通じてタイムリーかつ効果的に自主防犯活動に資する情報提供を行う体制を構築し、防犯意識の高揚と、自主防犯活動の組織化・活性化を図ります。

⑧ 自主防犯活動の実態把握（再掲）〈安全・安心まちづくり推進課〉

地域の自主防犯活動の実態を把握・分析し、組織化・活性化のためのニーズを把握し、県、市町村、警察において情報共有を図るとともに、一体となった支援を推進します。

⑨ 自主防犯（防災）テキスト等の作成・配布（再掲）〈安全・安心まちづくり推進課〉

個人や家庭での防犯（防災）対策や、地域での自主防犯（防災）活動の組織化・活性化の重要性等をまとめたテキストやパンフレットを作成・配布して、県民の自主防犯（防災）活動を支援し、活動の組織化・活性化を図ります。

⑩ ホームページによる情報提供（再掲）〈安全・安心まちづくり推進課〉

安全・安心まちづくり推進課のホームページに個人や家庭での防犯（防災）対策、地域での自主防犯（防災）活動の必要性・重要性や活動のための参考情報等を掲載し、県民の防犯（防災）意識の高揚と自主防犯（防災）活動の組織化・活性化を図ります。

⑪ Web 情報紙の発行及びメールマガジンの配信（再掲）〈安全・安心まちづくり推進課〉

自主防犯（防災）活動の参考となる情報を掲載した Web 情報紙「安全・安心通信」を、隔月発行すると同時に、そのダイジェスト版をメールマガジンとして登録者に配信し、県民の防犯（防災）意識の高揚と自主防犯（防災）活動の組織化・活性化を図ります。

⑫ 青色防犯パトロール実施団体に対する支援〈警察本部〉

青色防犯パトロール団体の活性化を図るため、犯罪発生情報、被害防止対策情報等、活動を行う上で役立つ情報を迅速かつタイムリーに発信するとともに、活動方法や取り組み内容について講習用DVDを使用した指導を行います。

⑬ 防犯アドバイザーの配置（再掲）〈警察本部〉

防犯業務に精通した警察OBを防犯アドバイザーとして警察署に配置し、住民の防犯対策や自主防犯活動の指導・助言等を行い、自主防犯意識の高揚と自主防犯活動の組織化・活性化を図ります。

⑭ 地域安全推進委員及び地域安全連絡所の活動の推進（再掲）〈警察本部〉

防犯活動を目的として各警察署単位に設置された地区防犯協議会の下部組織である「地域安全推進委員」及び「地域安全連絡所」の活動を推進し、地域住民による自主防犯体制を確立し、犯罪や事故等のない明るく住みやすい地域社会の実現を図るため、地域における防犯思想の普及と高揚を図るとともに、地域住民に身近な犯罪や事故等の未然防止を図ります。

⑮ 防犯教室の開催（再掲）〈警察本部〉

地域の学校、事業所、自治会、自主防犯活動団体等に対して、地域の犯罪発生状況、必要な防犯対策等に関する説明や侵入した不審者に対する対応の訓練等を行い、防犯意識の高揚と自主防犯活動の組織化・活性化を図ります。

⑯ 商店街等の活性化支援〈商業振興課〉

商店街組合等が行う環境整備のための共同施設（アーケード、街路灯、防犯カメラ等）の整備に対する国の補助申請を支援します。

(2) 児童の安全の確保

① 青色防犯パトロールの実施（再掲）〈安全・安心まちづくり推進課〉

県自らが、青色防犯パトロールを率先して実施することにより、市町村や地域における子どもの安全の確保に対する取り組みの活性化を促します。

② ホームページによる情報提供（再掲）〈安全・安心まちづくり推進課〉

安全・安心まちづくり推進課のホームページに個人や家庭での防犯対策、地域での子どもの見守り等の自主防犯活動の必要性・重要性、活動のための参考情報等を掲載し、県民の子どもの安全の確保に対する意識の高揚と自主防犯（防災）活動の組織化・活性化を図ります。

③ Web 情報紙の発行及びメールマガジンの配信（再掲）〈安全・安心まちづくり推進課〉

自主防犯（防災）活動の参考となる情報を掲載した Web 情報紙「安全・安心通信」を、隔月発行すると同時に、そのダイジェスト版をメールマガジンとして登録者に配信し、県民の防犯（防災）意識の高揚と自主防犯（防災）活動の組織化・活性化を図ります。

④ 少年非行防止等総合対策推進事業〈警察本部〉

少年を有害情報から保護するため、携帯電話によるサイバーパトロールを実施し、出会い系サイト等に絡んだ被疑者の検挙、被害児童の保護や犯罪の未然防止を図ります。また、少年サポートセンター職員による少年相談、立ち直り支援等のための技能向上を図ります。

⑤ 少年サポートセンターによる非行被害防止教室活動〈警察本部〉

幼稚園・保育園、小学校、中学校、高校等を訪問し、連れ去り等による犯罪被害の防止、不審者からの声かけへの対処法、更には非行に走らせないための啓発を行います。

⑥ スクールポリスオフィサーの活動〈警察本部〉

「子どもを犯罪の被害者にも加害者にもさせない対策」を効果的に推進するため、児童生徒の非行及び被害防止対策の推進の中核となって実施する警察職員を「スクールポリスオフィサー」として指名し、各警察署及び警察本部少年課において活動します。

⑦ 「ナポ君メール」の配信（再掲）〈警察本部〉

家庭、地域、学校での子どもの見守りや防犯対策、防犯パトロール等に役立つ情報として、最新の犯罪発生情報・不審者情報・その他検挙情報等を登録者の携帯電話やパソコンにメールで配信し、自主防犯意識の高揚と自主防犯活動の活性化を図ります。

⑧ 警察本部のホームページでの「不審者情報マップ」の掲載（再掲）〈警察本部〉

警察署が把握した子どもや女性に対する声かけ事案等を「子どもや女性に不安を与える事案」として集計し、家庭、学校、地域での子どもの指導や見守り活動、防犯パトロール等での活用及び女性に対する注意喚起のため、その発生地点を地図化してホームページに掲載することにより情報提供しています。

⑨ ヤング・いじめ110番（再掲）〈警察本部〉

少年サポートセンター（警察本部内）、中南和少年サポートセンター（櫃原市）において非行、いじめ、家庭・学校・交友等の問題について、少年自身や保護者からの相談を受け、問題の解決やアドバイスを行います。

⑩ スクールサポーターの配置（再掲）〈警察本部〉

警察署と学校・地域のパイプ役として、少年非行や児童等の安全確保の業務に精通した警察OBをスクールサポーターとして警察署に配置し、少年の非行防止や児童等の安全確保対策を推進します。

⑪ 不審者に関わる情報の共有化及び情報提供〈警察本部・学校教育課・総務課〉

県、警察本部、市町村教育委員会及び各学校（園）が得た不審者にかかわる情報を互いに共有し、ネットワークやホームページ等により、広く児童生徒の保護者や自主防犯活動団体等に注意喚起と周知を図ります。

⑫ 休日・夜間の緊急連絡体制の整備〈学校教育課・総務課〉

夜間、休日における子どもの安全に関する緊急連絡については、各市町村教育委員会や学校種別ごとの緊急連絡網や一斉FAX等により確実に伝達する体制を構築して運用します。

⑬ なら子どもを守るPTAスキルアップ事業〈保健体育課〉

PTA組織に対し、地域での防犯に取り組む団体等の協力により、防犯意識の啓発や知識並びにスキルを習得する研修会等を実施して、保護者等による児童生徒の安全を確保するための力量の向上を図るとともに、地域の自主防犯活動との連携を図ります。

⑭ 児童虐待防止支援事業〈こども家庭課〉

依然として深刻な状態にある児童虐待の対策としては、「未然防止」と「早期発見」が基本ですが、そのためには地域での見守りが非常に重要です。

そこで市町村はじめ関係機関と連携をとりながらその絶無に向けて早期対応、児童や家庭への支援に至るまで、児童虐待防止体制をより一層強化充実します。

⑮ 「みんなで見守る」児童虐待防止・支援事業〈こども家庭課〉

児童虐待を防止するための総合的な見守り体制の確立を目指して、市町村、関係機関等の意識改革・意識向上、児童虐待対応スキルの向上のための支援を行います。

⑯ 青少年非行問題対策事業〈青少年・生涯学習課〉

青少年を取り巻く社会環境の急激な変化や非行・被害防止等の青少年問題の解決に向けて、「奈良県青少年の健全育成に関する条例」の周知徹底と実効性のある運用を行い、社会環境の浄化を推進するとともに、関係機関と効果的に連携し、青少年の健全育成を図ります。

(3) 女性の安全の確保

① 青色防犯パトロールの実施（再掲）〈安全・安心まちづくり推進課〉

県自らが青色防犯パトロールを率先して実施することにより、市町村や地域における防犯意識の高揚や自主防犯活動の活性化を促します。

② ホームページによる情報提供（再掲）〈安全・安心まちづくり推進課〉

安全・安心まちづくり推進課のホームページに個人や家庭での防犯（防災）対策、地域での自主防犯（防災）活動の必要性・重要性や活動のための参考情報等を掲載し、県民の防犯（防災）意識の高揚と自主防犯（防災）活動の組織化・活性化を図ります。

③ Web 情報紙の発行及びメールマガジンの配信（再掲）〈安全・安心まちづくり推進課〉

自主防犯（防災）活動の参考となる情報を掲載した Web 情報紙「安全・安心通信」を、隔月発行すると同時に、そのダイジェスト版をメールマガジンとして登録者に配信し、県民の防犯（防災）意識の高揚と自主防犯（防災）活動の組織化・活性化を図ります。

④ 「ナポ君メール」の配信（再掲）〈警察本部〉

家庭、地域、学校での子どもの見守りや防犯対策、防犯パトロール等に役立つ情報として、最新の犯罪発生情報・不審者情報・その他検挙情報等を登録者の携帯電話やパソコンにメールで配信し、自主防犯意識の高揚と自主防犯活動の活性化を図ります。

⑤ 警察本部のホームページでの「不審者情報マップ」の掲載（再掲）〈警察本部〉

警察署が把握した子どもや女性に対する声かけ事案等を「子どもや女性に不安を与える事案」として集計し、家庭、学校、地域での子どもの指導や見守り活動、防犯パトロール等での活用及び女性に対する注意喚起のため、その発生地点を地図化してホームページに掲載することにより情報提供しています。

⑥ 女性のための安全相談所（再掲）〈警察本部〉

女性警察官が配置されている主要駅前交番等で、女性警察官又は女性相談員が女性からの相談を受ける「女性のための安全相談所」を開設しています。

⑦ 性犯罪被害相談 110 番（再掲）〈警察本部〉

性犯罪で悩む女性のために、原則として女性警察官が相談に応じる「性犯罪被害相談 110 番」を開設しています。

⑧ DV被害者支援事業〈こども家庭課〉

中央こども家庭相談センターを中心に、関係機関の連携によりDV被害者支援ネットワークを運営し、関係機関との連携を強化してDV被害者支援を推進します。

(4) 高齢者、障害者等の安全の確保

① 青色防犯パトロールの実施（再掲）〈安全・安心まちづくり推進課〉

県自らが青色防犯パトロールを率先して実施することにより、市町村や地域における防犯意識の高揚や自主防犯活動の活性化を促します。

② ホームページによる情報提供（再掲）〈安全・安心まちづくり推進課〉

安全・安心まちづくり推進課のホームページに個人や家庭での防犯（防災）対策、地域での自主防犯（防災）活動の必要性・重要性や活動のための参考情報等を掲載し、県民の防犯（防災）意識の高揚と自主防犯（防災）活動の組織化・活性化を図ります。

③ Web 情報紙の発行及びメールマガジンの配信（再掲）〈安全・安心まちづくり推進課〉

自主防犯（防災）活動の参考となる情報を掲載した Web 情報紙「安全・安心通信」を、隔月発行すると同時に、そのダイジェスト版をメールマガジンとして登録者に配信し、県民の防犯（防災）意識の高揚と自主防犯（防災）活動の組織化・活性化を図ります。

④ ファックスやメールによる困りごと相談等の受付〈警察本部〉

言語・聴覚が不自由な方等からの困りごと相談等については、ファックスやメールで受け付け、障害者の安全の確保を図ります。

⑤ 「ファックス110番」、「メール110番」の設置〈警察本部〉

言語・聴覚が不自由な方等からの緊急通報用として、専用ファックスやメールで110番通報を受け付ける「ファックス110番」、「メール110番」を設置して障害者の安全の確保を図ります。

⑥ あなたのための安全ガイドの作成・配布〈警察本部〉

県内に居住する外国人留学生・研修生を対象とした生活安全教室を実施するとともに、事故・事件遭遇時の申告要領や連絡先等を記載した「あなたのための安全ガイド」を作成・配布して外国人留学生・研修生等の安全・安心の確保を図ります。

⑦ 高齢者虐待防止支援事業〈長寿社会課〉

養介護施設従事者等に対して、高齢者虐待に対する正しい理解と高齢者虐待防止法の趣旨の徹底及び介護職員のストレスマネジメント等についての講義・演習等の研修を実施して、養介護施設等における高齢者虐待防止の取組を支援します。

⑧ 地域で支える認知症支援事業〈長寿社会課〉

認知症の人が、住み慣れた地域で安心して暮らすことができる地域づくりのため、早期の段階からの適切な対応、認知症に関する正しい知識と理解に基づく本人やその家族に対する支援等を行います。

⑨ 高齢者の暮らしを支えるサポート体制の整備〈長寿社会課〉

地域での高齢者の暮らしを支えるため、地域に根ざす多種多様な団体と連携して地域の高齢者の見守り体制の構築を進めます。

⑩ 障害者総合相談圏域支援事業〈障害福祉課〉

県内を5つに分けた各圏域に「圏域マネージャー」を配置して、広域的・総合的な相談支援体制を整備するとともに、特に専門性の高い相談支援事業、その他の広域的な対応が必要な事業を行います。

⑪ (財)なら・シルクロード博記念国際交流財団自主事業〈国際観光課〉

財団内に外国人生活相談窓口を設置するとともに、外国人が奈良で生活する上で必要な情報提供等を多言語ホームページで行い、県民の幅広い参加による国際文化交流及び国際理解活動を促進します。

(5) 犯罪を防ぐための環境の整備

① 産業廃棄物監視事業〈廃棄物対策課〉

生活環境に影響を及ぼす不法投棄・野焼き・産業廃棄物最終処分場での不適正処理事案等に速やかに対応するため、景観・環境保全センター等における監視強化、ボランティア(地域環境保全推進員)の委嘱による地域での情報収集等を行います。

② 「不法投棄ゼロ作戦」推進事業〈廃棄物対策課〉

不法投棄ゼロを目指して、監視パトロールに加え、民間事業所の協力や地域の監視の目の強化を図る等、不法投棄の防止に向けたより一層効果的な取り組みを推進します。

③ 適正処理広報活動事業〈廃棄物対策課〉

県民一人一人が自ら地域の環境を守るという意識を醸成するために、マスメディアを通じた広報活動を展開するとともに、不法投棄や野焼き等の早期発見、早期対応のため、県民が通報しやすくするための体制を整備します。

④ 屋外広告物指導取締事業〈風致景観課〉

良好な景観を形成し、風致を維持し、公衆に対する危害防止を図るため、屋外広告物の規制、指導、啓発活動を推進します。

⑤ 親切・美化県民運動推進事業〈協働推進課〉

「笑顔なら」「クリーンなら」の二つの柱を基本に、豊かな文化遺産、恵まれた自然、快適な都市空間を守るとともに、県民が心の豊かさと潤いを実感できるようなまちづくりを進めるため、親切・美化県民運動を推進します。

⑥ 建築物の安全性の確保〈建築課〉

建築物の安全性を確保することにより、安全で安心な住まい・まちづくりを推進し、県民一人一人が豊かさを実感できる住生活とまちづくりの実現に貢献します。

⑦ みんなで・守ロード〈道路管理課〉

快適で美しい「道路」を維持するために地元自治会等が主体的に実施する道路敷の草刈りや道路清掃等の地域美化活動を支援します。

⑧ 地域が育む川づくり〈河川課〉

快適で美しい河川を維持するため、県が管理している河川で、地元自治会等が自主的に行う草刈り等の河川維持管理活動を支援します。

⑨ 奈良公園の整備〈公園緑地課・奈良公園管理事務所〉

古都奈良の顔であり、多くの観光旅行者が訪れることはもちろん、児童生徒の校外学習の場であり、県民の憩いの場所ともなっている奈良公園の利用者の安全を確保するため、樹木、花木、歩道、水路等や各施設等を適切に管理して、事故や犯罪を防止します。

⑩ 奈良公園保安巡視業務〈公園緑地課・奈良公園管理事務所〉

多くの観光旅行者が訪れ、かつ県民の憩いの場であり、児童生徒の校外学習の場として盛んに活用されている奈良公園において、立入禁止区域への不法侵入者の排除や園地での禁止行為の取り締まり等を行い、事故や犯罪を防止します。

⑪ 都市計画区域マスタープラン〈都市計画室〉

県都市計画区域マスタープランにおいて、本県の都市計画の取り組むべき課題として、犯罪の発生しにくい環境づくりなどについて位置付け、安全・安心な都市づくりを推進します。

(6) 防犯対策のための商品等の情報提供（再掲）

① 防犯対策のための商品等の情報提供（再掲）〈安全・安心まちづくり推進課〉

犯罪の防止に資する商品情報、地域で実施されている防犯対策の情報等を提供するとともに、犯罪の防止に関する相談等に対する必要な助言を行い、県民の防犯意識の高揚と自主防犯活動の組織化・活性化を図ります。

② 安全・安心まちづくりチャレンジ事業（再掲）〈安全・安心まちづくり推進課〉

安全・安心まちづくりアドバイザー、有識者、県、市町村、警察、消防等が参画して、安全・安心まちづくりアドバイザーが地域で行っている自主防犯（防災）活動を先進的活動事例集としてとりまとめ、広く普及することにより、自主防犯（防災）活動の組織化・活性化を推進します。

③ 全国地域安全運動奈良県民大会の開催（再掲）〈安全・安心まちづくり推進課〉

全国地域安全運動の一環として、県民、自主防犯活動団体、自治会等に広く参加を呼びかけ、「全国地域安全運動奈良県民大会」を開催し、県民等の防犯意識の高揚と、自主防犯活動の組織化・活性化を図ります。

④ 自主防犯・防災に関する講演会の開催（再掲）〈安全・安心まちづくり推進課〉

県内の地域特性を踏まえた「自主防犯・防災に関する講演会」を北和・中和・南和の地域で開催し、地域住民の防犯（防災）意識の高揚と自主防犯（防災）活動の組織化・活性化を図ります。

⑤ 県政出前トークの実施（再掲）〈安全・安心まちづくり推進課〉

自治会等の各種会合において、個人や家庭での防犯対策や地域での自主防犯活動の組織化・活性化に関する講演等を行うことにより、「自らの安全は自ら守る」、「地域の安全は地域で守る」という防犯意識の高揚と自主防犯活動の組織化・活性化を図ります。

⑥ 自主防犯（防災）テキスト等の作成・配布（再掲）〈安全・安心まちづくり推進課〉

個人や家庭での防犯（防災）対策や、地域での自主防犯（防災）活動の組織化・活性化の重要性等をまとめたテキストやパンフレットを作成・配布して、県民の防犯（防災）意識の高揚と自主防犯（防災）活動の組織化・活性化を図ります。

⑦ ホームページによる情報提供（再掲）〈安全・安心まちづくり推進課〉

安全・安心まちづくり推進課のホームページに個人や家庭での防犯（防災）対策、地域での自主防犯（防災）活動の必要性・重要性や活動のための参考情報等を掲載し、県民の防犯（防災）意識の高揚と自主防犯（防災）活動の組織化・活性化を図ります。

⑧ Web 情報紙の発行及びメールマガジンの配信（再掲）〈安全・安心まちづくり推進課〉

自主防犯（防災）活動の参考となる情報を掲載した Web 情報紙「安全・安心通信」を、隔月発行すると同時に、そのダイジェスト版をメールマガジンとして登録者に配信し、県民の防犯（防災）意識の高揚と自主防犯（防災）活動の組織化・活性化を図ります。

⑨ 「ナポ君相談コーナー」の設置（再掲）〈警察本部〉

警察本部や各警察署に「ナポくん相談コーナー」を設置して、専門の相談員が、犯罪等による被害の未然防止や安全に関する相談に応じ、問題の解決やアドバイスを行います。

⑩ 奈良県悪質商法 1 1 0 番（再掲）〈警察本部〉

悪質商法に関する「困りごと・悩みごと」等について、電話による相談制度を設け、適切な助言・指導によって県民の悩みを解消するとともに、迅速的確な取締りを行い、消費者被害の未然防止、拡大防止を図ります。

⑪ ヤング・いじめ 1 1 0 番（再掲）〈警察本部〉

少年サポートセンター（警察本部内）、中南和少年サポートセンター（橿原市）において非行、いじめ、家庭・学校・交友等の問題について、少年自身や保護者からの相談を受け、問題の解決やアドバイスを行います。

⑫ 女性のための安全相談所（再掲）〈警察本部〉

女性警察官が配置されている主要駅前交番等で、女性警察官又は女性相談員が女性からの相談を受ける「女性のための安全相談所」を開設しています。

⑬ 性犯罪被害相談 1 1 0 番（再掲）〈警察本部〉

性犯罪で悩む女性のために、原則として女性警察官が相談に応じる「性犯罪被害相談 1 1 0 番」を開設しています。

⑭ 防犯啓発DVD等の貸し出し等による情報提供（再掲）〈警察本部〉

日常生活の中で発生している身近な犯罪の現状やその手口、日頃から心がけるべきことや自らできる防犯対策についてまとめたDVD等を自主防犯活動団体や自治会等に貸し出すほか、警察本部1階ふれあいコーナーに防犯設備を展示し、県民等の防犯意識の高揚を図ります。

⑮ 消費生活相談事業（再掲）〈消費・生活安全課〉

消費者からの食品その他の商品又はその取引に関する相談・苦情について適正かつ迅速に処理するとともに、全国消費生活情報ネットワークシステム等を活用して、国、都道府県、市町村からの情報収集・提供を行うことにより被害の未然防止に役立て、安全・安心な県民生活を確保します。

(7) 犯罪情報、活動情報等の収集、整理及び提供（再掲）

① 犯罪発生情報等の伝達ネットワークの構築（再掲）〈安全・安心まちづくり推進課〉

警察からの犯罪情報等をベースに分析を加え、市町村を通じてタイムリーかつ効果的に自主防犯活動に資する情報提供を行う体制を構築し、防犯意識の高揚と、自主防犯活動の組織化・活性化を図ります。

② 安全・安心まちづくりチャレンジ事業（再掲）〈安全・安心まちづくり推進課〉

安全・安心まちづくりアドバイザー、有識者、県、市町村、警察、消防等が参画して、安全・安心まちづくりアドバイザーが地域で行っている自主防犯（防災）活動を先進的活動事例集としてとりまとめ、広く普及することにより、自主防犯（防災）活動の組織化・活性化を推進します。

③ 自主防犯活動の実態把握（再掲）〈安全・安心まちづくり推進課〉

地域の自主防犯活動の実態を把握・分析し、組織化・活性化のためのニーズを把握し、県、市町村、警察において情報共有を図るとともに、一体となった支援を推進します。

④ 自主防犯（防災）テキスト等の作成・配布（再掲）〈安全・安心まちづくり推進課〉

個人や家庭での防犯（防災）対策、地域での自主防犯（防災）活動の必要性、重要性や活動のための参考情報等をまとめたテキストやパンフレットを作成・配布して、県民の防犯（防災）意識の高揚と自主防犯（防災）活動の組織化・活性化を図ります。

⑤ ホームページによる情報提供（再掲）〈安全・安心まちづくり推進課〉

安全・安心まちづくり推進課のホームページに個人や家庭での防犯（防災）対策、地域での自主防犯（防災）活動の必要性・重要性や活動のための参考情報等を掲載し、県民の防犯（防災）意識の高揚と自主防犯（防災）活動の組織化・活性化を図ります。

⑥ Web 情報紙の発行及びメールマガジンの配信（再掲）〈安全・安心まちづくり推進課〉

自主防犯（防災）活動の参考となる情報を掲載した Web 情報紙「安全・安心通信」を、隔月発行すると同時に、そのダイジェスト版をメールマガジンとして登録者に配信し、県民の防犯（防災）意識の高揚と自主防犯（防災）活動の組織化・活性化を図ります。

⑦ 犯罪被害等の防止対策（再掲）〈警察本部〉

犯罪発生状況をもとに罪種別の犯罪発生原因等を分析して、警察における予防対策を実施するとともに、犯罪発生情報、被害防止に関する情報、自主防犯活動に資する情報など、タイムリーな情報を発信し、自主防犯活動団体や県民等の犯罪続発防止や被害防止対策を促します。

⑧ 「ナポ君メール」の配信（再掲）〈警察本部〉

家庭、地域、学校での子どもの見守りや防犯対策、防犯パトロール等に役立つ情報として、最新の犯罪発生情報・不審者情報・その他検挙情報等を登録者の携帯電話やパソコンにメールで配信し、自主防犯意識の高揚と自主防犯活動の活性化を図ります。

⑨ 「やまとの安全」の配信（再掲）〈警察本部〉

自主防犯活動に役立つ犯罪発生情報や防犯対策情報を掲載した情報紙「やまとの安全」を作成し、関係機関や自主防犯活動団体等の登録者のパソコンにメール配信することにより、自主防犯意識の高揚と自主防犯活動の活性化を図ります。

⑩ 警察本部のホームページでの「犯罪発生マップ」の掲載（再掲）〈警察本部〉

最近3か月に発生した「ひったくり」「車上ねらい」「空き巣」などの身近な犯罪別に、目に見える形で地図に表した「犯罪発生マップ」を作成し、警察本部のホームページに掲載して、家庭での防犯対策や地域での防犯パトロールなどで活用するための情報を提供し、自主防犯意識の高揚と自主防犯活動の組織化・活性化を図ります。

⑪ 警察本部のホームページでの「不審者情報マップ」の掲載（再掲）〈警察本部〉

警察署が把握した子どもや女性に対する声かけ事案等を「子どもや女性に不安を与える事案」として集計し、家庭、学校、地域での子どもの指導や見守り活動、防犯パトロール等での活用及び女性に対する注意喚起のため、その発生地点を地図化してホームページに掲載し、自主防犯意識の高揚と自主防犯活動の組織化・活性化を図ります。

5 様々な分野の取組との連携

(1) 自主防災との連携

① 安全・安心まちづくりアドバイザー派遣事業（再掲）〈安全・安心まちづくり推進課〉

地域で先進的に自主防犯（防災）活動を行っているリーダー等を「安全・安心まちづくりアドバイザー」に委嘱し、市町村や自治会等からの要請に基づいて、自主防犯（防災）団体等へ派遣し、自己の経験に基づいたアドバイスを行うことにより、自主防犯（防災）団体の組織化・活性化を図ります。

② 安全・安心まちづくりチャレンジ事業（再掲）〈安全・安心まちづくり推進課〉

安全・安心まちづくりアドバイザー、有識者、県、市町村、警察、消防等が参画して、安全・安心まちづくりアドバイザーが地域で行っている自主防犯（防災）活動を先進的活動事例集としてとりまとめ、広く普及することにより、自主防犯（防災）活動の組織化・活性化を推進します。

③ 自主防犯・防災リーダー研修事業（再掲）〈安全・安心まちづくり推進課〉

地域の自主防犯（防災）活動のリーダーや組織化・活性化を支援する市町村の職員等を対象とした「自主防犯・防災リーダー研修」を開催し、地域のリーダーを養成することにより、自主防犯（防災）活動の組織化・活性化を図ります。

④ 自主防犯・防災に関する講演会の開催（再掲）〈安全・安心まちづくり推進課〉

県内の地域特性を踏まえた「自主防犯・防災に関する講演会」を北和・中和・南和の地域で開催し、地域住民の防犯（防災）意識の高揚と自主防犯（防災）活動の組織化・活性化を図ります。

⑤ 県政出前トークの実施（再掲）〈安全・安心まちづくり推進課〉

自治会等の各種会合において、個人や家庭での防犯対策や地域での自主防犯活動の組織化・活性化に関する講演等を行うことにより、「自らの安全は自ら守る」、「地域の安全は地域で守る」という防犯意識の高揚と自主防犯活動の組織化・活性化を図ります。

⑥ 自主防犯（防災）テキスト等の作成・配布（再掲）〈安全・安心まちづくり推進課〉

個人や家庭での防犯（防災）対策や、地域での自主防犯（防災）活動の組織化・活性化の重要性等をまとめたテキストやパンフレットを作成・配布して、県民の防犯（防災）意識の高揚と自主防犯（防災）活動の組織化・活性化を図ります。

⑦ ホームページによる情報提供（再掲）〈安全・安心まちづくり推進課〉

安全・安心まちづくり推進課のホームページに個人や家庭での防犯（防災）対策、地域での自主防犯（防災）活動の必要性・重要性や活動のための参考情報等を掲載し、県民の防犯（防災）意識の高揚と自主防犯（防災）活動の組織化・活性化を図ります。

⑧ Web 情報紙の発行及びメールマガジンの配信（再掲）〈安全・安心まちづくり推進課〉

自主防犯（防災）活動の参考となる情報を掲載した Web 情報紙「安全・安心通信」を、隔月発行すると同時に、そのダイジェスト版をメールマガジンとして登録者に配信し、県民の防犯（防災）意識の高揚と自主防犯（防災）活動の組織化・活性化を図ります。

(2) 観光旅行者の安全の確保

① 自主防犯活動による観光旅行者の安全確保 〈安全・安心まちづくり推進課〉

各活動主体に対して、観光立県の県民等として「もてなしの心」をもって観光旅行者に接するとともに、観光旅行者が安全で安心して観光できるよう、地域の自主防犯活動の一環として、観光旅行者の安全確保のための活動の推進を働きかけます。

② 奈良公園観光インフォメーション補助事業 〈観光振興課〉

来県する観光旅行者を官民一体となってサポートするため、「奈良県観光インフォメーションセンター」において観光旅行者に対する観光情報の発信を行うための助成を行っています。

③ 奈良県観光情報サイト管理運営事業〈観光振興課〉

多くの観光旅行者等が閲覧、活用しているインターネットによる奈良県観光情報提供システム「大和路アーカイブ」に奈良県ホームページをリンクさせ、観光旅行者の安全確保のための緊急情報を提供します。

④ 観光情報発信事業〈観光振興課〉

観光旅行者等に提供する観光マップには、観光案内所や警察署の位置等を掲載して、すべての人が安心して県内各地の観光に出かけられるように情報提供します。

⑤ 観光バリアフリー情報発信事業〈観光振興課〉

主要観光地のバリアフリー対応状況を取りまとめた「観光バリアフリーマップ」を作成し、ホームページにも掲載することで、県内外の障害をもつ人や高齢者をはじめ、すべての人が安心して県内各地の観光に出かけられるように情報発信します。

⑥ 奈良公園の整備（再掲）〈公園緑地課・奈良公園管理事務所〉

古都奈良の顔であり、多くの観光旅行者等が訪れる奈良公園の樹木、花木、歩道、水路等や各施設等を適切に管理して、観光旅行者等の危険の防止を図り、安全を確保します。

⑦ 奈良公園保安巡視業務（再掲）〈公園緑地課・奈良公園管理事務所〉

多くの観光旅行者が訪れ、かつ県民の憩いの場であり、児童生徒の校外学習の場として盛んに活用されている奈良公園において、立入禁止区域への不法侵入者の排除や園地での禁止行為の取り締まり等を行い、事故や犯罪を防止します。

(3) 文化財の防犯措置

① 自主防犯活動による文化財の防犯措置〈安全・安心まちづくり推進課〉

文化財は県民の宝であることはもちろん、地域の財産であることから、地域における自主防犯活動によって犯罪の被害から守る活動の推進を働きかけます。

② 奈良県文化財保安連絡会の開催〈警察本部〉

文化財保安連絡会を開催し、県内の犯罪情勢、文化財保安関連事案についての情報共有や文化財の盗難・損壊事案等の防犯対策について意見交換等を行い、県内の文化財保安関係機関・団体の連携を図り、幅広い防犯対策の充実を図ります。

③ 文化財に対する防犯診断等の実施〈警察本部〉

警察本部生活安全企画課文化財保安官や管轄する警察署員による文化財に対する防犯診断を行うとともに、管理者等に対する防犯指導を実施し、文化財の盗難・損壊事案等の防犯対策の充実を図ります。

④ 文化財防災対策事業〈文化財保存課〉

国及び県指定文化財の防災・防犯施設の整備・保守管理等に要する経費について補助し、文化財の防災・防犯等の対策を支援します。

⑤ 文化財の保護指導及び普及啓発〈文化財保存課〉

県下を30地区に区分し、各地区を担当する文化財保護指導委員を委嘱して、文化財等の巡視、文化財等の所有者等への保存・管理等に関する指導、助言並びに地域住民に対する文化財保護思想についての普及活動を推進します。

(4) 県民の生活関連施設における犯罪の防止

① 生活関連施設における犯罪の防止〈安全・安心まちづくり推進課・警察本部〉

多数の県民が地域生活において利用する生活関連施設における犯罪の防止を図るため、その施設の管理者等に防犯訓練・防犯教室の実施、防犯機器の設置等必要な対策を講ずるよう働きかけるとともに、これらの施設における防犯訓練、防犯教室の実施や防犯機器の情報提供、警察官による立ち寄り等を行います。

② みんなで・守ロード（再掲）〈道路管理課〉

快適で美しい「道路」を維持するために地元自治会等が主体的に実施する道路敷の草刈りや道路清掃等の地域美化活動を支援します。

③ 地域が育む川づくり（再掲）〈河川課〉

快適で美しい河川を維持するため、県が管理している河川で、地元自治会等が自主的に行う草刈り等の河川維持管理活動を支援します。

④ 奈良公園の整備（再掲）〈公園緑地課・奈良公園管理事務所〉

古都奈良の顔であり、多くの観光旅行者が訪れることはもちろん、児童生徒の校外学習の場であり、県民の憩いの場所ともなっている奈良公園の利用者の安全を確保するため、樹木、花木、歩道、水路等や各施設等を適切に管理して、事故や犯罪を防止します。

⑤ 奈良公園保安巡視業務（再掲）〈公園緑地課・奈良公園管理事務所〉

多くの観光旅行者が訪れ、かつ県民の憩いの場であり、児童生徒の校外学習の場として盛んに活用されている奈良公園において、立入禁止区域への不法侵入者の排除や園地での禁止行為の取り締まり等を行い、事故や犯罪を防止します。

奈良県安全で安心して暮らせるまちづくりの推進に関する条例

（目的）

第1条 この条例は、犯罪の発生しにくい安全で安心して暮らせるまちづくりの推進に関し、基本理念を定め、並びに県の責務及び県民等の役割を明らかにするとともに、県民等による安全で安心して暮らせるまちづくりを推進するための施策の基本となる事項を定めることにより、安全で安心して暮らせるまちづくりを総合的かつ計画的に推進し、もって県民等が安全で安心して暮らせる社会の実現を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において「県民等による安全で安心して暮らせるまちづくり」とは、県民等による自発的な地域安全活動、県民相互の連帯の強化、県民の自主防犯意識の高揚等を通じて県民の生活の平穏を害するような犯罪の発生しにくい地域社会を構築することをいう。

2 この条例において「県民等」とは、県民、地縁による団体（地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項に規定する地縁による団体をいう。以下同じ。）、特定非営利活動法人（特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人をいう。以下同じ。）、ボランティア活動を行う団体その他の民間の団体、事業者及び県内に滞在する者をいう。

（基本理念）

第3条 県民等による安全で安心して暮らせるまちづくりは、県民の生活の平穏を害するような犯罪により被害を受けることのないよう、県民一人一人が自らの安全は自らで守る、地域の安全は地域で守るという自主防犯意識の高揚を図ることを旨として、推進されなければならない。

2 県民等による安全で安心して暮らせるまちづくりは、地域の実情に応じ、地域社会を構成する県民、自治会等の多様な主体の自発的な参加と協力を促進するよう、推進されなければならない。

3 県民等による安全で安心して暮らせるまちづくりは、県民等相互の交流を促進し、活力ある地域社会の実現に資するよう、推進されなければならない。

4 県民等による安全で安心して暮らせるまちづくりは、地域における防災、教育、福祉、環境整備その他の分野における取組との連携を図りつつ、推進されなければならない。

(県の責務)

第4条 県は、基本理念にのっとり、県民等による安全で安心して暮らせるまちづくりの推進に関する施策を、地域における防災、教育、福祉、環境整備その他の分野における取組との連携等の総合的な視点から策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、前項の施策の実施に当たっては、市町村及び県民等と相互に連携を図るものとする。

3 県は、市町村及び県民等に対し犯罪により被害を受けることのないよう情報の提供、技術的な助言その他の必要な支援を行うものとする。

(県民等の役割)

第5条 県民等は、地域において安全で安心して暮らせることの重要性についての認識を深め、県民等による安全で安心して暮らせるまちづくりに積極的な役割を果たすよう努めるものとする。

(県計画の策定)

第6条 県は、県民等による安全で安心して暮らせるまちづくりの推進に関する施策についての基本的な計画（以下「県計画」という。）を定めなければならない。

2 県計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 県民等による安全で安心して暮らせるまちづくりの推進に関する総合的な施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、県民等による安全で安心して暮らせるまちづくりを計画的に推進するために必要な事項

3 県は、県計画を定めるに当たっては、防災、教育、福祉、環境整備その他の分野における施策との連携を図るよう努めなければならない。

4 県は、県計画を定め、又は変更しようとするときは、県民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

5 県は、県計画を定め、又は変更したときは、これを公表しなければならない。

(推進体制の整備)

第7条 県は、市町村及び県民等と連携し、相互に協力して県民等による安全で安心して暮らせるまちづくりを推進するための体制整備に努めなければならない。

(県民の理解及び関心の増進)

第8条 県は、県民の教育活動、広報活動等を通じて、県民等による安全で安心して暮らせるまちづくりの重要性について県民の理解と関心を深めるよう必要な施策を講ずるものとする。

(安全・安心なまちづくりの旬間)

第9条 県民の間に広く県民等による安全で安心して暮らせるまちづくりに対する理解と関心を深め、及び安全で安心して暮らせるまちづくりの活動に積極的に参加する意欲を高めるため、安全・安心なまちづくりの旬間を設ける。

- 2 県は、県民大会等安全・安心なまちづくりの旬間の趣旨にふさわしい事業を実施するように努めなければならない。

(児童の安全の確保)

第10条 県は、学校、児童福祉施設、通学路等における児童（18歳に満たない者をいう。以下同じ。）に係る犯罪による被害の発生及び拡大を防止し、その安全の確保を図るため、教職員及び児童の保護者との連携協力体制の整備、学校等における児童の安全の確保に関する助言、指導等を行う人員の配置その他の体制の整備、児童の保護者に対する情報の提供等必要な施策を講ずるものとする。

(観光旅行者の安全の確保)

第11条 観光旅行者が利用し、又は訪問する施設を設置し、又は管理する者は、当該施設における観光旅行者の安全の確保に努めるものとする。

- 2 観光旅行者が参加する行事を主催する者は、観光旅行者の安全の確保に努めるものとする。
- 3 県民等は、観光旅行者が安全で安心して滞在することができるよう配慮に努めるものとする。
- 4 県は、前3項の者に対し、観光旅行者の安全の確保に必要な情報の提供、技術的な助言等を行うものとする。

(地域生活関連施設における犯罪の防止)

第12条 県は、多数の県民が地域生活において利用する施設（以下「地域生活関連施設」という。）における犯罪の防止を図るため、その管理する地域生活関連施設について、防犯訓練の実施、防犯機器の設置等必要な施策を講ずるものとする。

- 2 地域生活関連施設を管理する事業者等は、その管理する地域生活関連施設における犯罪の防止を図るため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 3 県は、前項の地域生活関連施設を管理する事業者等が講ずる同項の措置に対する支援等必要な施策を講ずるものとする。

(文化財の防犯措置)

第13条 文化財を所有し、又は管理する者は、巡回警戒、防犯の用に供する設備の設置及び維持等の犯罪を防止するための措置を講ずるよう努めるものとする。

2 県は、文化財を所有し、又は管理する者に、文化財の防犯措置に関する情報の提供、技術的な助言等を行うものとする。

(犯罪の防止に資する商品等に関する情報の提供等)

第14条 県は、県民に対し、地域における犯罪の防止に資する商品、役務等に関する情報の提供、地域における犯罪の防止に係る相談に応じ必要な助言を行うことその他地域における犯罪の防止のための県民による自主的な取組を促進するために必要な施策を講ずるものとする。

2 事業者は、その供給する商品、役務等に関し、地域における犯罪の防止に資するものとなるよう努めるものとする。

(民間の団体による活動に対する支援)

第15条 県は、地縁による団体、特定非営利活動法人、ボランティア活動を行う団体その他の民間の団体による自発的な地域安全活動その他の県民等による安全で安心して暮らせるまちづくりに資する活動の促進を図るため、当該活動を行う民間の団体との連携協力体制の整備、当該活動の拠点となる施設の整備、情報の提供及び技術的な助言等必要な施策を講ずるものとする。

(人材の確保等)

第16条 県は、県民等による安全で安心して暮らせるまちづくりに資する活動の促進を図るため、当該活動に関する専門的知識を有する人材の確保、養成及び資質の向上のために必要な施策を講ずるものとする。

(調査研究の推進及び情報の収集等)

第17条 県は、県民等による安全で安心して暮らせるまちづくりに関し、調査研究を推進し、並びに情報の収集、整理及び活用を行うものとする。

附則

この条例は、公布の日から施行する。